

那覇市公報

号外第 7 2 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市松山公園文化交流施設条例（公園管理課）	3683
○那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例（建築指導課）	3692
○那覇市教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（教育委員会総務課）	3709
○那覇市民生委員定数条例（福祉政策課）	3711
○那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	3712
○那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例及び那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例（教育委員会総務課）	3715
○那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3717
○那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例（消防局予防課）	3749
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	3752
○那覇市職員厚生会条例の一部を改正する条例（人事課）	3763
○那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例（行政経営課）	3764
○那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（学校給食課）	3765
○那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（人事課）	3766
○那覇広域都市計画事業土地区画整理事業基金条例の一部を改正する条例（区画整理課）	3769
○那覇市行政手続条例の一部を改正する条例（行政経営課）	3770
○那覇市介護保険条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	3776

○那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	3780
○那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (ちゃーがんじゅう課)	3783
○那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (ちゃーがんじゅう課)	3785
○那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (ちゃーがんじゅう課)	3799
○那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (ちゃーがんじゅう課)	3822
○那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (ちゃーがんじゅう課)	3837
○那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (ちゃーがんじゅう課)	3846
○那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (ちゃーがんじゅう課)	3851
○那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (ちゃーがんじゅう課)	3853
○那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (ちゃーがんじゅう課)	3856
○那覇市新庁舎建設基金条例を廃止する条例 (管財課)	3859

条 例

那覇市条例第 2 号
平成27年 3 月 24 日

那覇市松山公園文化交流施設条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市松山公園文化交流施設条例

（設置等）

第1条 文化及び地域の交流の場を創出することにより、松山公園の一体的な利用、地域の活性化及び観光の発展に資するため、那覇市松山公園文化交流施設（以下「文化交流施設」という。）を設置する。

2 この条例に定めるもののほか、文化交流施設の管理については、那覇市公園条例（1970年那覇市条例第6号。以下「公園条例」という。）に定めるところによる。

（施設の構成等）

第2条 文化交流施設を構成する施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
福州園	那覇市久米2丁目29番19号
松山公園連携施設	那覇市久米2丁目30番6号
松山公園駐車場	那覇市松山1丁目17番64号

2 松山公園連携施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 案内所兼公園管理事務所
- (2) 歴史展示室
- (3) 飲食店
- (4) 交流室
- (5) 象棋(チェンジー)広場

（事業）

第3条 文化交流施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 松山公園の一体的な利用を目的とした事業
- (2) 地域の活性化に関する事業
- (3) 観光の発展に関する事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

（開園時間及び休園日）

第4条 文化交流施設の開園時間は次の表に定めるところとし、休園日は第14条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が定める日とする。

施設		開園時間
福州園		午前9時から午後6時まで
松山公園連携 施設	案内所兼公園管理事務所 交流室	午前9時から午後9時まで
	歴史展示室	午前9時から午後9時までの間で 指定管理者が定める時間
	飲食店	午前6時から午後11時までの間で 指定管理者が定める時間
松山公園駐車場		指定管理者が定める時間

- 2 前項の規定により指定管理者が開園時間及び休園日を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受け開園時間及び休園日を定めた場合は、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開園時間を変更し、又は開園し、若しくは休園することができる。

（行為の禁止）

第5条 文化交流施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 火気の使用その他危険な遊戯をすること。
- (9) 施設をその用途外に使用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、施設における模様替え、特別の設備の付設その他の行為であつて、管理上支障があると認められること。

（利用の禁止等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文化交流施設を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて文化交流施設の利用を禁止し、又は制限することができる。

- （1） 施設の損壊によりその利用が危険であると認める場合
- （2） 施設に関する工事等のためやむを得ないと認める場合
- （3） その他指定管理者が必要と認める場合

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、文化交流施設の利用を拒み、又は文化交流施設からの退去を命ずることができる。

- （1） 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- （2） 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- （3） 管理上必要な指示に従わない者

（行為の許可）

第7条 文化交流施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、その行為に係る指定管理者の許可（以下「行為の許可」という。）を受けなければならない。

- （1） 行商、出店その他これらに類する行為
- （2） 業として写真又は映画を撮影すること。
- （3） 興行を行うこと。
- （4） 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため文化交流施設の全部又は一部を独占して利用すること。
- （5） 火気を使用すること。
- （6） その他指定管理者が必要と認める行為

2 行為の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、内容その他指定管理者の指示する事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、許可された事項を変更しようとする場合について準用する。

4 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為又は当該行為をしようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、行為を許可しない。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （2） 伝染性の疾患があると認めるとき。
- （3） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物の

類を携行すると認めるとき。

(4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等を行う。)を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

5 指定管理者は、行為の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可)

第8条 交流室を利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。

2 利用許可を受けようとする者は、利用の目的、期間、内容その他指定管理者の指示する事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、許可された事項を変更しようとする場合について準用する。

4 前条第4項及び第5項の規定は、利用許可について準用する。

(利用料金等)

第9条 行為の許可又は利用許可を受けようとする者は、許可を受ける際に指定管理者に対し、その行為又は利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 福州園に入園しようとする者は、指定管理者に対し、入園料を支払わなければならない。

3 公園条例別表第1行為をする場合の項の規定は、行為の許可に係る利用料金について準用する。この場合において、同表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

4 利用許可に係る利用料金は別表第1に、入園料は別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

5 既に支払われた利用料金及び入園料は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

6 利用料金及び入園料は、指定管理者の収入とする。

(利用料金及び入園料の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるとこ

ろにより利用料金又は入園料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する行事に利用する場合
- (2) 本市内に存する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校をいう。)が教育上の目的で利用する場合
- (3) 本市内に存する保育所その他の児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項の児童福祉施設をいう。)が児童福祉の目的で利用する場合
- (4) 本市が共催する行事に利用する場合
- (5) 公共的団体が公益の目的で利用する場合
- (6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合
- (8) 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神衛生鑑定医により知的障がい者と判定された者をいう。)及びその引率者が利用する場合
- (9) 本市に住所を有する満65歳以上の者が利用する場合
- (10) 高校生以下の者が利用する場合(福州園に入園する場合を除く。)
- (11) その他指定管理者が特に必要と認める場合
(監督処分)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは文化交流施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命ずることができる。

- (1) 文化交流施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 文化交流施設の保全又は公衆の文化交流施設の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 文化交流施設の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者(行為の許可又は利用許可を受けた者をいう。次条において同じ。)

は、文化交流施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、文化交流施設の利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(指定管理者の指定)

第14条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、文化交流施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を議会の議決を経て地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が文化交流施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った文化交流施設の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、文化交流施設の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理の指定の手続等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、文化交流施設の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第16条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第3条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2） 行為の許可及び利用許可に関する業務
- （3） 文化交流施設の維持管理に関する業務
- （4） その他市長が必要と認める業務

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料に処する。

- （1） 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- （2） 第7条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- （3） 第11条各項の規定による指定管理者の命令に違反した者

（両罰規定）

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第14条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1(第9条関係)

名称	金額(1時間につき)
交流室利用料	210円
冷房機利用料	100円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

別表第2(第9条関係)

区分		入園料(1人につき)
個人	大人	200円
	小人	100円
団体(20人以上)	大人	160円
	小人	80円

備考

- 1 小人とは中学生以下の者をいい、大人とはそれ以外の者をいう。
- 2 小学校就学前の者は、無料とする。

那覇市条例第 3 号

平成27年 3 月 24 日

那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築等の規制に関して必要な事項を定めるものとする。

（風致地区の指定及び種別）

第2条 市長は、風致地区をそれぞれの地区の特性に応じ、第1種風致地区、第2種風致地区、第3種風致地区又は第4種風致地区のいずれかに指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 第1種風致地区 特に優れた自然景観を有する地区で、風致を保全する必要があるもの

(2) 第2種風致地区 優れた自然景観を有する地区で、当該地区の土地利用と調和しつつ、風致を保全し、及び創出する必要があるもの

(3) 第3種風致地区 既存の樹林地、水辺地等と一体となり、緑豊かで良好な景観を有する地区で、当該地区の土地利用と調和しつつ、風致を保全し、及び創出する必要があるもの

(4) 第4種風致地区 前3号に掲げる地区のいずれかに隣接し、かつ、緑豊かで良好な景観を形成する地区で、当該地区の土地利用と調和しつつ、風致を保全し、及び創出する必要があるもの

3 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、那覇市都市計画審議会条例(平成12年那覇市条例第28号)第2条の那覇市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨及びその区域を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

6 前2項の規定は、第1項の規定による指定の内容の変更又は指定の解除について準用する。

（許可を要する行為）

第3条 風致地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可(以下

「許可」という。)を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転
- (2) 建築物等の色彩の変更
- (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 木竹の伐採
- (6) 土石の類の採取
- (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項の廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項の再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為のうち別表第1に掲げるものについては、許可を受けることを要しない。

3 国等(風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定に関する基準を定める政令(昭和44年政令第317号)第3条第2項の国等をいう。)の機関及び規則で定める独立行政法人が行う行為については、許可を受けることを要しない。この場合において、当該機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(適用除外)

第4条 別表第2に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

(許可の基準)

第5条 市長は、第3条第1項各号に掲げる行為で別表第3に掲げる基準に適合するものについては、許可をするものとする。

2 許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、その条件は、許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

（監督処分）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（1） この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

（2） この条例の規定若しくはこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

（3） 前条第2項の規定により許可に付した条件に違反している者

（4） 詐欺その他の不正な手段により許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（立入検査）

第7条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、風致地区内の土地に立入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項の証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 第6条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の規定に違反した者

(2) 第5条第2項の規定により許可に付した条件に違反した者

第11条 第7条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和47年沖縄県条例第93号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

別表第1(第3条関係)

- 1 都市計画事業の施行として行う行為
- 2 国、県若しくは市町村又は都市計画施設を管理することとなる者が、当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- 3 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 4 新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る建築物のその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの(新築、改築又は増築後の建築物の高さが10メートル(第1種風致地区にあつては、8メートル)を超えることとなるもの

- を除く。)の当該建築物の新築、改築又は増築
- 5 移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるものの当該建築物の移転
- 6 次に掲げる建築物以外の工作物の新築、改築、増築又は移転
- (1) 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
 - (2) 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
 - (3) 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - (4) 前3号までに掲げる工作物以外の工作物(墳墓を除く。)で新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- 7 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わない当該土地の形質の変更
- 8 前項に掲げる土地の形質の変更と同程度の地形の変更を伴う土石の類の採取
- 9 次に掲げる木竹の伐採
- (1) 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - (2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - (3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - (4) 仮植した木竹の伐採
 - (5) この表及び別表第2に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 10 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- 11 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 12 次に掲げる屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- (1) 面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
 - (2) 工事に係るものであって、当該工事の施工期間内において必要とされるもの
- 13 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- (1) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

- (2) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
- ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - イ 建築物以外の工作物で当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)その他これらに類する工作物以外の工作物の新築、改築、増築又は移転
 - ウ 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - エ ウに掲げる土地の形質の変更と同程度の地形の変更を伴う土石の類の採取
 - オ 高さが5メートルを超える木竹の伐採
 - カ 建築物等の色彩の変更で第10項に掲げる行為に該当しないもの
 - キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積であつて、高さが1.5メートルを超えるもの
- (3) 次に掲げる業務の用に供する線路又は空中線系のうち、その高さが15メートル以下のものの新築(イに掲げるラジオ放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転
- ア 認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項の認定電気通信事業をいう。別表第2第25項において同じ。)の業務
 - イ 有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送(放送法(昭和25年法律第132号)第64条第1項ただし書のラジオ放送をいう。)の業務(共同聴取業務に限る。)
- (4) 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
- ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - イ 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - ウ 宅地の造成又は土地の開墾
 - エ 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)
 - オ 水面の埋立て又は干拓

別表第2(第4条関係)

- 1 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項の高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4の自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項の一般自動車道を除く。))とを連絡する施設の新設及び改築を除く。))又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。))の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。))、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- 2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項の一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は同法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。))の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(前項の高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。))とを連絡する施設の造設を除く。))又は管理に係る行為
- 3 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項のバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- 4 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項の河川又は同法第100条第1項の準用河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- 5 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号から第3号までに掲げる業務に係る行為(前項に掲げる行為を除く。))
- 6 砂防法(明治30年法律第29号)第1条の砂防工事の施行又は同条の砂防設備の管理(同法第3条及び第3条の2の規定により準用されるものを含む。))に係る行為
- 7 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第4項の地すべり防止工事の施行に係る行為
- 8 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第3項の急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- 9 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の地域森林計画に定める林道の開設又は管理に係る行為
- 10 森林法第41条第3項の保安施設事業の施行に係る行為
- 11 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理

に係る行為

- 12 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項の土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- 13 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- 14 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)第3条の機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。)又は管理に係る行為
- 15 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の鉄道事業又は同条第5項の索道事業で、一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
- 16 軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項の軌道の敷設(駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
- 17 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項の海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- 18 航路標識法(昭和24年法律第99号)第1条第2項の航路標識の設置又は管理に係る行為
- 19 港則法(昭和23年法律第174号)第36条の3第1項の信号所の設置又は管理に係る行為
- 20 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項の航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条の指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
- 21 気象、海象、地象、洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- 22 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条の漁港施設(同条第1号の基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に限る。)に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- 23 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設(同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設

とみなされる施設を含む。)に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為

24 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

25 認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信事業法第2条第2号の電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

26 放送法第2条第2号の基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る同号の電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

27 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号の電気事業の用に供する同項第16号の電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為

28 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項のガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物(圧縮天然ガスに係るものを除く。)の設置を除く。)又は管理に係る行為

29 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項の水道事業若しくは同条第4項の水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第4項の工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第2号の下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

30 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第14号の信号機の設置又は管理に係る行為

31 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の重要文化財、同法第78条第1項の重要有形民俗文化財、同法第92条第1項の埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

32 沖縄県文化財保護条例(昭和47年沖縄県条例第25号)第4条第1項の県指定有形文化財、同条例第27条第1項の県指定有形民俗文化財又は同条例第32条第1項の県指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

33 那覇市文化財保護条例(昭和48年那覇市条例第24号)第5条第1項の市指定有

形文化財、同条例第26条第1項の市指定有形民俗文化財又は同条例第31条第1項の市指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

34 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項の都市公園又は同条第2項の公園施設の設置又は管理に係る行為

35 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第6号の公園事業又は同法第72条に規定する県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

36 鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項の鉱物の掘採に係る行為

別表第3(第5条関係)

区分		許可基準
1 建築物等の新築の場合	(1) 仮設の場合	ア 建築物等の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。 イ 建築物等の規模及び形態が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
	(2) 地下に設ける場合	建築物等の位置及び規模が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	(3) 前2号以外の場合	ア 建築物 (ア) 建築物の高さが10メートル(第1種風致地区にあっては、8メートル)以下であること。 ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。 (イ) 建築物の建ぺい率が、第1種風致地区にあっては10分の2、第2種風致地区にあっては10

分の3、第3種風致地区及び第4種風致地区にあっては10分の4以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ウ) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては2メートル(第1種風致地区にあっては、3メートル)、その他の部分にあっては1メートル(第1種風致地区にあっては、1.5メートル)以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(エ) 建築物の位置、形態及び意匠が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(オ) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の敷地面積に対する割合が、第1種風致地区にあっては10分の5、第2種風致地区にあっては10分の4、第3種風致地区にあっては10分の3、第4種風致地区にあっては10分の2以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(カ) 建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が6メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地

		について風致の維持に有効な措置が行われていることが确实と認められる場合においては、この限りでない。 イ 建築物以外の工作物 建築物以外の工作物の位置、規模、形態及び意匠が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
2 建築物等の改築の場合	(1) 建築物の場合	ア 改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと。 イ 改築後の建築物の位置、形態及び意匠が改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
	(2) 建築物以外の工作物の場合	改築後の建築物以外の工作物の規模、形態及び意匠が改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
3 建築物等の増築の場合	(1) 仮設の場合	ア 増築に係る部分の建築物等の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。 イ 増築後の建築物等の規模及び形態が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
	(2) 地下に設ける場合	増築後の建築物等の位置及び規模が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	(3) 前2号以外の場合	ア 建築物 (ア) 増築に係る部分の建築物の高さが10メートル(第1種風致地区にあっては、8メートル)

以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 増築後の建築物の建ぺい率が、第1種風致地区にあつては10分の2、第2種風致地区にあつては10分の3、第3種風致地区及び第4種風致地区にあつては10分の4以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ウ) 増築に係る部分の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては2メートル（第1種風致地区にあつては、3メートル）、その他の部分にあつては1メートル（第1種風致地区にあつては、1.5メートル）以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(エ) 増築後の建築物の位置、形態及び意匠が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(オ) 増築後の建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が6メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、か

		つ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われていることが确实と認められる場合においては、この限りでない。 イ 建築物以外の工作物 増築後の建築物以外の工作物の規模、形態及び意匠が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
4 建築物等の移転の場合	(1) 建築物の場合	ア 移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては2メートル(第1種風致地区にあつては、3メートル)、その他の部分にあつては1メートル(第1種風致地区にあつては、1.5メートル)以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 イ 移転後の建築物の位置が移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
	(2) 建築物以外の工作物の場合	移転後の建築物以外の工作物の位置が移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
5 建築物等の色彩の変更の場合		変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
6 宅地の造成等の場合		次に掲げる要件に該当するものであること。 (1) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に

	対する割合が、第1種風致地区にあつては10分の5、第2種風致地区にあつては10分の4、第3種風致地区にあつては10分の3、第4種風致地区にあつては10分の2以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 (2) 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (3) 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。ただし、アにあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 ア 高さが4メートルを超えてのりを生ずる切土又は盛土 イ 風致の維持上特に重要な森林で、あらかじめ市長が指定したものの伐採 (4) 1ヘクタール以下の宅地の造成等で前号アの切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
7 水面の埋立て又は干拓の場合	次に掲げる要件に該当するものであること。 (1) 適切な植栽を行うものであること等により、行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

	(2) 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
8 木竹の伐採の場合	次に掲げる伐採で、かつ、その伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。 (1) 第3条第1項第1号又は第3号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採 (2) 森林の択伐 (3) 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(第6項第3号イの森林に係るものを除く。)で伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの (4) 森林である土地の区域外における木竹の伐採
9 土石の類の採取の場合	土石の類の採取の方法が、露天掘り(必要な埋戻し又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)でなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
10 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の場合	堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

那覇市条例第 4 号

平成27年 3 月 24 日

那覇市教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間、休日及び休暇）

第2条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止）

2 那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年那覇市条例第77号)は、廃止する。

（経過措置）

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用せず、前項の規定による廃止前の那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

那覇市条例第 5 号

平成27年 3 月 24 日

那覇市民生委員定数条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市民生委員定数条例

民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の民生委員の定数は、459人とする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第 6 号

平成27年 3 月 24 日

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、市長、副市長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員(以下「特別職職員」という。)の給与の支給について必要な事項を定めるものとする。 (給料) 第3条 特別職職員の給料月額は、次のとおりとする。 (1)～(2) [略] (3) 上下水道事業管理者 78万1,000円 (4) [略] 付 則 10 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間、第3条第1号中「108万5,000円」とあるのは「97万7,000円」とし、同条第2号中「89万円」とあるのは「80万1,000円」とし、同条第3号中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とし、同条第4号中「56万4,000円」とあるのは「50万8,000円」とする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、市長、副市長、<u>教育長</u>、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員(以下「特別職職員」という。)の給与の支給について必要な事項を定めるものとする。 (給料) 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>教育長及び</u>上下水道事業管理者 78万1,000円 (4) [略] 付 則 10 平成23年4月1日から平成29年3月31日までの間、第3条第1号中「108万5,000円」とあるのは「97万7,000円」とし、同条第2号中「89万円」とあるのは「80万1,000円」とし、同条第3号中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とし、同条第4号中「56万4,000円」とあるのは「50万8,000円」とする。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正）

第2条 那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、市長、副市長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員(以下「市長等」という。)の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。 (退職手当の額) 第3条 退職手当の額は、退職時の給料月額にその在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(2) [略] (3) 上下水道事業管理者 100分の25 (4) [略] 付 則 5 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間に市長等が退職した場合の第3条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額(給与条例付則第10項の規定にかかわらず、給与条例第3条に規定する額とする。)」とする。	(趣旨) 第1条 この条例は、市長、副市長、<u>教育長</u>、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員(以下「市長等」という。)の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。 (退職手当の額) 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>教育長及び</u>上下水道事業管理者 100分の25 (4) [略] 付 則 5 平成23年4月1日から平成29年3月31日までの間に市長等が退職した場合の第3条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額(給与条例付則第10項の規定にかかわらず、給与条例第3条に規定する額とする。)」とする。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例による廃止前の那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成27年那覇市条例第4号)付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例付則第2項の規定による廃止前の那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年那覇市条例第77号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 7 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間、第3条中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とする。	付 則 7 平成23年4月1日から平成29年3月31日までの間、第3条中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とする。
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の那覇市特別職職員の給与に関する条例第1条及び第3条の規定並びに第2条の規定による改正後の那覇市特別職職員退職手当支給条例第1条及び第3条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の那覇市特別職職員の給与に関する条例第1条及び第3条の規定並びに第2条の規定による改正前の那覇市特別職職員退職手当支給条例第1条及び第3条の規定は、なおその効力を有する。

那覇市条例第 7 号

平成27年 3 月 24 日

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例及び那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例及び那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

（那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表(第2条、第6条、第9条関係)

職種別		報酬		費用弁償
[略]				[略]
教育委員会	委員長	月額	150,000円	
	委員	月額	113,000円	
[略]				

[改正後 別記]

別表(第2条、第6条、第9条関係)

職種別		報酬		費用弁償	
[略]					[略]
教育委員会の委員		月額	113,000円		
[略]					

（那覇市議会委員会条例の一部改正）

第2条 那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出席説明の要求)	(出席説明の要求)
第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、 <u>教育委員会の委員長</u> 、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説	第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、 <u>教育委員会の教育長</u> 、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説

明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例及び第2条の規定による改正後の那覇市議会委員会条例は適用せず、第1条の規定による改正前の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例及び第2条の規定による改正前の那覇市議会委員会条例は、なおその効力を有する。

那覇市条例第 8 号

平成27年 3 月 24 日

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（那覇市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（勤務1時間当たりの給与額の算出） 第2条 次条及び第21条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。 （地域手当） 第16条 [略] 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 1級地 <u>100分の18</u> (2) 2級地 <u>100分の15</u> (3) 3級地 <u>100分の12</u> (4) 4級地 <u>100分の10</u> (5) 5級地 <u>100分の6</u> (6) 6級地 <u>100分の3</u> 3 [略] 第17条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前条の規定にかかわらず、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た月額を地域手当として支給する。 （通勤手当）	（勤務1時間当たりの給与額の算出） 第2条 次条及び第21条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから<u>1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。</u> （地域手当） 第16条 [略] 2 [略] (1) 1級地 <u>100分の20</u> (2) 2級地 <u>100分の16</u> (3) 3級地 <u>100分の15</u> (4) 4級地 <u>100分の12</u> (5) 5級地 <u>100分の10</u> (6) 6級地 <u>100分の6</u> (7) 7級地 <u>100分の3</u> 3 [略] 第17条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員(<u>診療に従事する者に限る。</u>)には、前条の規定にかかわらず、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の16</u>を乗じて得た月額を地域手当として支給する。 （通勤手当）

第19条 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 〔略〕

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 〔略〕

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員
4,100円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
6,500円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
8,900円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
1万1,300円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
1万3,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
1万6,100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
1万8,500円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
2万900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以

第19条 〔略〕

2 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 〔略〕

ア 〔略〕

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員
4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
1万円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
1万2,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
1万5,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
1万8,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
2万1,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
2万4,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以

上50キロメートル未満である職員 <u>2万1,800円</u>	上50キロメートル未満である職員 <u>2万6,200円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>2万2,700円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>2万8,000円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>2万3,600円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>2万9,800円</u>
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>2万4,500円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>3万1,600円</u>
(3) [略]	(3) [略]
3～6 [略]	3～6 [略]
(単身赴任手当)	(単身赴任手当)
第19条の2 [略]	第19条の2 [略]
2 単身赴任手当の月額は、 <u>2万3,000円</u> (規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、 <u>4万5,000円</u> を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。	2 単身赴任手当の月額は、 <u>3万円</u> (規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、 <u>7万円</u> を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。
3～4 [略]	3～4 [略]
(再任用職員についての適用除外)	(再任用職員についての適用除外)
第28条の2 第14条、第15条、第17条、第18条、 <u>第19条の2</u> 及び第27条の規定は、再任用職員には適用しない。	第28条の2 第14条、第15条、第17条、第18条及び第27条の規定は、再任用職員には適用しない。
付 則	付 則
13 当分の間、行政職給料表、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上であるもの(その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。	13 平成32年3月31日までの間、行政職給料表、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上であるもの(その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]

[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100
2		138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600
3		139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100
4		141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600
5		142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500
6		143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800
7		144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000
8		145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200
9		146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300
10		147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400
11		149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500
12		150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700
13		151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500
14		153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400
15		154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400
16		156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400
17		157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300
18		159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100
19		160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900
20		162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700
21		163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500

22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100	
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900	
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500	
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200	
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000	
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800	
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400	
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200	
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000	
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600	
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200	
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000	
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800	
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600	
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200	
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200		
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800		
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100		

66	225, 500	285, 600	332, 800	372, 600	389, 300	415, 700		
67	226, 500	286, 500	333, 600	373, 300	389, 900	416, 400		
68	227, 600	287, 400	334, 400	374, 000	390, 500	416, 900		
69	228, 400	288, 400	335, 200	374, 400	390, 900	417, 400		
70	229, 200	289, 200	335, 900	375, 000	391, 500	418, 100		
71	230, 000	290, 000	336, 600	375, 700	392, 200	418, 800		
72	230, 800	290, 800	337, 300	376, 300	392, 800	419, 500		
73	231, 600	291, 600	337, 800	376, 700	393, 100	420, 000		
74	232, 300	292, 100	338, 400	377, 300	393, 800	420, 700		
75	233, 000	292, 600	339, 000	378, 000	394, 500	421, 400		
76	233, 700	293, 100	339, 600	378, 600	395, 000	422, 100		
77	234, 400	293, 200	339, 900	379, 000	395, 400	422, 600		
78	235, 200	293, 600	340, 400	379, 500	396, 100			
79	236, 000	293, 800	340, 800	380, 100	396, 800			
80	236, 800	294, 200	341, 300	380, 600	397, 500			
81	237, 500	294, 400	341, 700	381, 100	398, 000			
82	238, 200	294, 600	342, 200	381, 700	398, 700			
83	238, 900	295, 000	342, 700	382, 300	399, 400			
84	239, 600	295, 300	343, 200	382, 700	400, 100			
85	240, 300	295, 600	343, 600	383, 300	400, 600			
86	241, 000	295, 900	344, 000	383, 900				
87	241, 700	296, 200	344, 500	384, 500				
88	242, 400	296, 600	344, 900	385, 100				
89	243, 100	296, 900	345, 200	385, 800				
90	243, 600	297, 300	345, 600	386, 400				
91	244, 100	297, 700	346, 100	387, 000				
92	244, 600	298, 100	346, 500	387, 600				
93	244, 900	298, 200	346, 700	388, 300				
94		298, 500	347, 100					
95		298, 900	347, 600					
96		299, 300	348, 000					
97		299, 500	348, 100					
98		299, 800	348, 600					
99		300, 200	349, 100					
100		300, 600	349, 400					
101		300, 800	349, 700					
102		301, 100	350, 100					
103		301, 500	350, 500					
104		301, 800	350, 900					
105		302, 000	351, 400					
106		302, 300	351, 800					
107		302, 700	352, 200					
108		303, 000	352, 600					

	109		303,200	353,100					
	110		303,600	353,500					
	111		304,000	353,900					
	112		304,300	354,200					
	113		304,400	354,700					
	114		304,700						
	115		305,000						
	116		305,400						
	117		305,600						
	118		305,800						
	119		306,100						
	120		306,400						
	121		306,800						
	122		307,000						
	123		307,300						
	124		307,600						
	125		308,000						
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

〔改正後 別記〕

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700

11	149, 200	205, 400	240, 000	278, 700	307, 200	337, 600	385, 100	427, 800
12	150, 500	207, 200	241, 600	280, 800	309, 500	339, 800	387, 800	429, 900
13	151, 800	208, 600	243, 200	282, 800	311, 700	341, 800	390, 200	431, 600
14	153, 300	210, 400	244, 700	284, 900	313, 800	343, 800	392, 500	433, 400
15	154, 800	212, 100	246, 200	286, 900	316, 000	345, 900	394, 700	435, 400
16	156, 400	213, 900	247, 700	289, 000	318, 100	347, 900	397, 100	437, 400
17	157, 700	215, 600	249, 200	291, 000	320, 200	349, 800	398, 900	439, 300
18	159, 200	217, 300	251, 100	293, 000	322, 200	351, 800	400, 900	441, 100
19	160, 700	219, 000	252, 900	295, 100	324, 300	353, 700	402, 800	442, 900
20	162, 200	220, 600	254, 700	297, 100	326, 300	355, 600	404, 600	444, 600
21	163, 600	222, 200	256, 400	299, 200	328, 300	357, 600	406, 500	446, 400
22	166, 300	223, 900	258, 300	301, 300	330, 400	359, 500	408, 300	447, 900
23	168, 900	225, 600	260, 200	303, 300	332, 400	361, 500	410, 100	449, 300
24	171, 500	227, 200	261, 900	305, 400	334, 500	363, 400	412, 000	450, 800
25	174, 200	228, 700	263, 900	307, 200	336, 100	365, 400	413, 800	452, 200
26	175, 900	230, 300	265, 800	309, 300	338, 000	367, 300	415, 300	453, 500
27	177, 600	231, 800	267, 600	311, 400	340, 000	369, 300	416, 800	454, 800
28	179, 300	233, 200	269, 500	313, 400	341, 900	371, 300	418, 400	456, 000
29	180, 800	234, 600	271, 200	315, 400	343, 600	372, 800	420, 000	457, 000
30	182, 600	235, 800	273, 100	317, 400	345, 500	374, 600	421, 300	457, 700
31	184, 400	237, 000	275, 000	319, 500	347, 400	376, 400	422, 600	458, 500
32	186, 100	238, 300	276, 800	321, 600	349, 200	378, 000	423, 800	459, 200
33	187, 700	239, 600	278, 500	323, 100	351, 100	379, 800	425, 000	459, 900
34	189, 200	241, 000	280, 400	325, 100	352, 900	381, 200	426, 300	460, 700
35	190, 700	242, 300	282, 200	327, 100	354, 700	382, 700	427, 600	461, 400
36	192, 200	243, 600	284, 100	329, 200	356, 400	384, 300	428, 800	462, 000
37	193, 500	244, 600	285, 800	331, 100	357, 800	385, 700	430, 000	462, 500
38	194, 800	246, 100	287, 500	333, 000	359, 100	386, 900	430, 800	463, 100
39	196, 100	247, 700	289, 300	335, 000	360, 500	388, 100	431, 600	463, 700
40	197, 400	249, 200	291, 100	336, 900	361, 900	389, 200	432, 400	464, 300
41	198, 700	250, 600	292, 800	338, 800	363, 200	390, 300	433, 000	464, 800
42	200, 000	252, 000	294, 500	340, 700	364, 100	391, 500	433, 700	465, 300
43	201, 300	253, 400	296, 200	342, 500	365, 200	392, 700	434, 400	465, 700
44	202, 600	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300	393, 800	435, 100	466, 000
45	203, 800	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100	394, 500	435, 900	466, 300
46	205, 100	257, 300	301, 200	347, 300	368, 000	395, 200	436, 700	
47	206, 400	258, 700	302, 800	348, 800	368, 900	395, 900	437, 100	
48	207, 700	260, 100	304, 500	350, 300	369, 800	396, 600	437, 800	
49	208, 800	261, 400	305, 700	351, 900	370, 700	397, 200	438, 300	
50	209, 900	262, 500	307, 200	352, 700	371, 500	397, 800	438, 700	
51	211, 000	263, 800	308, 800	353, 900	372, 300	398, 300	439, 100	
52	212, 100	265, 100	310, 400	354, 900	373, 100	398, 700	439, 500	

53	213, 300	266, 200	312, 000	355, 800	373, 800	399, 100	439, 900
54	214, 300	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500	399, 400	440, 300
55	215, 300	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200	399, 700	440, 700
56	216, 300	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900	400, 000	441, 000
57	217, 100	271, 000	318, 200	359, 800	376, 400	400, 300	441, 300
58	218, 100	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000	400, 600	441, 700
59	219, 000	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600	400, 900	442, 000
60	220, 000	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300	401, 200	442, 300
61	220, 800	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700	401, 500	442, 600
62	221, 800	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400	401, 800	
63	222, 800	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000	402, 100	
64	223, 800	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600	402, 400	
65	224, 500	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000	402, 700	
66	225, 500	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600	403, 000	
67	226, 500	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200	403, 300	
68	227, 600	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600	
69	228, 400	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800	
70	229, 200	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100	
71	230, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400	
72	230, 800	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700	
73	231, 600	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900	
74	232, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200	
75	233, 000	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500	
76	233, 700	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700	
77	234, 400	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900	
78	235, 200	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900	406, 200	
79	236, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200	406, 500	
80	236, 800	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500	406, 700	
81	237, 500	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700	406, 900	
82	238, 200	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000	407, 200	
83	238, 900	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300	407, 500	
84	239, 600	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500	407, 700	
85	240, 300	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700	407, 900	
86	241, 000	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000		
87	241, 700	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300		
88	242, 400	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500		
89	243, 100	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700		
90	243, 600	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000		
91	244, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300		
92	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500		
93	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700		
94		292, 500	340, 300				

95		292,900	340,800						
96		293,300	341,200						
97		293,500	341,300						
98		293,800	341,800						
99		294,200	342,200						
100		294,600	342,500						
101		294,800	342,800						
102		295,100	343,200						
103		295,500	343,600						
104		295,800	344,000						
105		296,000	344,500						
106		296,300	344,900						
107		296,700	345,300						
108		297,000	345,700						
109		297,200	346,200						
110		297,600	346,600						
111		298,000	346,900						
112		298,300	347,200						
113		298,400	347,700						
114		298,700							
115		299,000							
116		299,400							
117		299,600							
118		299,800							
119		300,100							
120		300,400							
121		300,800							
122		301,000							
123		301,300							
124		301,600							
125		301,900							
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級
-----	------	----	----	----	----

区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員		円	円	円	円
1		240,100	325,700	392,600	468,600
2		242,600	328,800	395,500	470,900
3		245,100	331,900	398,400	473,200
4		247,600	335,000	401,300	475,500
5		249,900	337,800	404,000	477,800
6		253,700	341,100	406,800	480,000
7		257,500	344,400	409,600	482,200
8		261,300	347,700	412,400	484,400
9		264,900	350,700	415,000	486,500
10		268,900	353,900	417,700	488,600
11		272,900	357,100	420,400	490,700
12		276,900	360,300	423,100	492,800
13		280,700	363,400	425,600	494,900
14		284,700	367,100	428,100	497,000
15		288,700	370,700	430,500	499,100
16		292,700	374,400	433,000	501,200
17		296,500	378,000	435,200	503,300
18		300,100	380,700	437,600	505,300
19		303,700	383,500	440,000	507,300
20		307,300	386,300	442,400	509,300
21		311,000	389,200	444,500	511,100
22		314,800	391,800	446,900	512,900
23		318,500	394,400	449,300	514,800
24		322,200	397,000	451,600	516,700
25		325,800	399,400	453,800	518,400
26		328,600	401,700	456,100	520,200
27		331,400	404,000	458,400	522,000
28		334,200	406,300	460,700	523,800
29		337,000	408,700	462,900	525,700
30		339,400	410,800	465,200	527,500
31		341,800	412,800	467,500	529,300
32		344,200	414,900	469,800	531,100
33		346,600	417,000	471,800	532,700
34		349,100	419,000	473,900	534,500
35		351,500	421,000	476,000	536,200
36		354,000	423,000	478,100	538,000
37		356,400	425,100	480,200	539,600
38		358,800	427,100	482,000	541,200
39		361,200	429,100	483,800	542,600
40		363,600	431,100	485,600	544,200
41		365,900	433,100	487,300	545,700

42	367, 400	434, 900	489, 100	547, 100
43	368, 900	436, 700	490, 900	548, 500
44	370, 400	438, 500	492, 700	549, 800
45	371, 900	440, 400	494, 300	551, 000
46	373, 300	442, 200	496, 000	552, 000
47	374, 800	444, 000	497, 800	553, 000
48	376, 300	445, 800	499, 600	554, 000
49	377, 600	447, 600	501, 200	555, 000
50	378, 600	449, 300	502, 500	555, 900
51	379, 600	451, 100	503, 800	556, 800
52	380, 600	452, 900	505, 100	557, 700
53	381, 600	454, 800	506, 400	558, 500
54	382, 500	456, 000	507, 700	559, 400
55	383, 400	457, 200	509, 000	560, 300
56	384, 300	458, 400	510, 300	561, 200
57	385, 300	459, 600	511, 300	562, 100
58	386, 200	460, 600	512, 100	563, 000
59	387, 000	461, 600	512, 900	563, 900
60	387, 900	462, 600	513, 700	564, 600
61	388, 700	463, 400	514, 600	565, 500
62	389, 200	464, 100	515, 400	566, 400
63	389, 700	464, 800	516, 300	567, 300
64	390, 200	465, 500	517, 100	568, 200
65	390, 500	466, 200	518, 000	569, 100
66		466, 900	518, 900	
67		467, 600	519, 600	
68		468, 300	520, 500	
69		468, 800	521, 400	
70		469, 500	522, 200	
71		470, 200	523, 100	
72		470, 900	524, 000	
73		471, 300	524, 800	
74		471, 900	525, 700	
75		472, 600	526, 600	
76		473, 300	527, 300	
77		473, 700	528, 100	
78		474, 300	529, 000	
79		474, 900	529, 900	
80		475, 400	530, 800	
81		476, 000	531, 600	
82		476, 500	532, 500	
83		477, 000	533, 400	
84		477, 500	534, 300	
85		477, 900	535, 100	

	86		478,500	536,000	
	87		478,900	536,900	
	88		479,400	537,800	
	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
1		142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200
2		143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300
3		145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500
4		146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700
5		147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800
6		149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000
7		151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200
8		153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400
9		154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400
10		156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600
11		158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800
12		159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000
13		161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700
14		163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700
15		165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700
16		167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700
17		169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700
18		171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800
19		172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800
20		174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900
21		176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700
22		178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800
23		179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900

24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000
25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500
26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300
27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100
28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900
29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700
30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200
31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900
32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600
33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000
34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300
35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600
36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900
37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000
38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200
39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300
40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300

66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000
86		293,000	329,600	350,900	
87		293,200	329,800	351,200	
88		293,400	330,200	351,500	
89		293,800	330,600	351,900	
90		294,000	331,000	352,200	
91		294,200	331,400	352,600	
92		294,400	331,800	352,900	
93		294,800	332,200	353,300	
94		295,000	332,400	353,600	
95		295,200	332,800	354,000	
96		295,500	333,100	354,300	
97		295,900	333,300	354,600	
98		296,200	333,600	355,000	
99		296,500	333,900	355,400	
100		296,800	334,200	355,800	
101		297,100	334,400	356,300	
102		297,300	334,700	356,700	
103		297,600	335,100	357,100	
104		297,900	335,300	357,500	
105		298,200	335,400	358,000	
106			335,700		
107			336,100		

	108			336,300			
	109			336,500			
	110			336,900			
	111			337,300			
	112			337,700			
	113			337,900			
再任用 職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100
	28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000

29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900
30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700
31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600
32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500
33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	

71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100
83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700
84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300
85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000
88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100
92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
94	284,800	319,000	353,100	371,400	
95	285,800	319,700	353,800	371,900	
96	286,800	320,300	354,400	372,200	
97	287,700	321,000	354,800	372,800	
98	288,500	321,300	355,200	373,300	
99	289,300	322,000	355,700	373,800	
100	290,200	322,700	356,100	374,300	
101	291,000	323,100	356,600	374,900	
102	291,800	323,700	357,000	375,400	
103	292,600	324,300	357,500	375,900	
104	293,400	324,900	357,900	376,300	
105	294,100	325,300	358,200	376,900	
106	294,600	325,800	358,700	377,400	
107	295,100	326,300	359,200	377,900	
108	295,600	326,800	359,500	378,400	
109	295,800	327,200	360,000	379,000	
110	296,200	327,600	360,500	379,500	
111	296,400	327,900	361,000	380,000	
112	296,800	328,300	361,500	380,500	

113	297,100	328,700	362,000	381,100		
114	297,300	329,100	362,500			
115	297,700	329,500	363,000			
116	298,000	329,800	363,400			
117	298,300	330,000	363,800			
118	298,600	330,300	364,300			
119	298,900	330,700	364,800			
120	299,300	330,900	365,300			
121	299,600	331,100	365,700			
122	300,000	331,400	366,200			
123	300,400	331,700	366,700			
124	300,800	332,000	367,200			
125	301,000	332,200	367,600			
126	301,200	332,500				
127	301,600	332,900				
128	302,000	333,100				
129	302,200	333,200				
130	302,500	333,600				
131	302,900	334,000				
132	303,300	334,200				
133	303,500	334,500				
134	303,800	334,900				
135	304,200	335,300				
136	304,500	335,700				
137	304,700	336,000				
138	305,000	336,400				
139	305,400	336,800				
140	305,700	337,200				
141	305,900	337,500				
142	306,300	337,900				
143	306,700	338,300				
144	307,000	338,700				
145	307,100	339,000				
146	307,400	339,400				
147	307,700	339,800				
148	308,100	340,200				
149	308,300	340,500				
150	308,500	340,900				
151	308,800	341,300				
152	309,100	341,700				
153	309,500	342,000				
154	309,700					

	155	309,900					
	156	310,200					
	157	310,600					
	158	310,900					
	159	311,200					
	160	311,500					
	161	311,900					
	162	312,200					
	163	312,500					
	164	312,800					
	165	313,200					
	166	313,500					
	167	313,800					
	168	314,100					
	169	314,500					
再任用 職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300

19	303,700	383,500	440,000	507,300
20	307,300	386,300	442,400	509,300
21	311,000	389,200	444,500	511,100
22	314,800	391,800	446,900	512,900
23	318,500	394,400	449,300	514,800
24	322,200	397,000	451,600	516,700
25	325,800	399,400	453,800	518,400
26	328,600	401,700	456,100	520,200
27	331,400	404,000	458,400	522,000
28	334,200	406,300	460,700	523,800
29	337,000	408,700	462,900	525,700
30	339,400	410,800	465,200	527,500
31	341,800	412,800	467,500	529,300
32	344,200	414,900	469,800	531,100
33	346,600	417,000	471,800	532,700
34	349,100	419,000	473,900	534,500
35	351,500	421,000	476,000	536,200
36	354,000	423,000	478,100	538,000
37	356,400	425,100	480,200	539,600
38	358,800	427,100	482,000	541,200
39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	363,600	431,100	485,600	544,200
41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400

63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100
66		466,900	518,900	
67		467,600	519,600	
68		468,300	520,500	
69		468,800	521,400	
70		469,500	522,200	
71		470,200	523,100	
72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800	
74		471,900	525,700	
75		472,600	526,600	
76		473,300	527,300	
77		473,700	528,100	
78		474,300	529,000	
79		474,900	529,900	
80		475,400	530,800	
81		476,000	531,600	
82		476,500	532,500	
83		477,000	533,400	
84		477,500	534,300	
85		477,900	535,100	
86		478,500	536,000	
87		478,900	536,900	
88		479,400	537,800	
89		479,900	538,600	
90		480,500		
91		481,100		
92		481,500		
93		482,000		
94		482,600		
95		483,200		
96		483,800		
97		484,300		
再任用職員	293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円

職員以外 の職員	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500
	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300
	42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100

43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600	
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300	
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900	
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300	
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800	
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300	
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800	
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400	
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900	
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500	
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100	
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600	
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100	
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600	
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100	
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400	
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900	
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300	
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700	

	85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100	
	86		287,200	323,100	344,000		
	87		287,400	323,300	344,300		
	88		287,600	323,700	344,600		
	89		288,000	324,100	345,000		
	90		288,200	324,500	345,300		
	91		288,400	324,900	345,700		
	92		288,600	325,300	346,000		
	93		289,000	325,600	346,400		
	94		289,200	325,800	346,700		
	95		289,400	326,200	347,000		
	96		289,700	326,500	347,300		
	97		290,100	326,700	347,600		
	98		290,400	327,000	348,000		
	99		290,600	327,300	348,400		
	100		290,900	327,600	348,800		
	101		291,200	327,800	349,300		
	102		291,400	328,100	349,700		
	103		291,600	328,500	350,100		
	104		291,900	328,700	350,500		
	105		292,200	328,800	351,000		
	106			329,100			
	107			329,500			
	108			329,700			
	109			329,900			
	110			330,300			
	111			330,700			
	112			331,100			
	113			331,300			
再任用 職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400

5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400

47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300	

89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300
94	279,200	312,700	346,100	364,100	
95	280,100	313,400	346,800	364,500	
96	281,100	314,000	347,400	364,800	
97	282,000	314,700	347,800	365,400	
98	282,800	315,000	348,200	365,900	
99	283,500	315,600	348,700	366,400	
100	284,400	316,300	349,100	366,900	
101	285,200	316,700	349,600	367,500	
102	286,000	317,300	350,000	368,000	
103	286,800	317,900	350,500	368,500	
104	287,600	318,500	350,900	368,900	
105	288,300	318,900	351,200	369,500	
106	288,800	319,400	351,700	370,000	
107	289,300	319,900	352,100	370,500	
108	289,800	320,400	352,400	371,000	
109	290,000	320,800	352,900	371,600	
110	290,300	321,200	353,400	372,000	
111	290,500	321,500	353,900	372,500	
112	290,900	321,800	354,400	373,000	
113	291,200	322,200	354,900	373,600	
114	291,400	322,600	355,400		
115	291,800	323,000	355,900		
116	292,100	323,300	356,300		
117	292,400	323,500	356,700		
118	292,700	323,800	357,100		
119	293,000	324,200	357,600		
120	293,400	324,400	358,100		
121	293,700	324,600	358,500		
122	294,100	324,900	359,000		
123	294,400	325,200	359,500		
124	294,800	325,500	360,000		
125	295,000	325,700	360,300		
126	295,200	326,000			
127	295,500	326,400			
128	295,900	326,600			
129	296,100	326,700			
130	296,400	327,000			

	131	296, 800	327, 400				
	132	297, 200	327, 600				
	133	297, 400	327, 900				
	134	297, 700	328, 300				
	135	298, 100	328, 700				
	136	298, 400	329, 100				
	137	298, 600	329, 400				
	138	298, 900	329, 800				
	139	299, 300	330, 200				
	140	299, 600	330, 600				
	141	299, 800	330, 900				
	142	300, 200	331, 300				
	143	300, 600	331, 600				
	144	300, 900	332, 000				
	145	301, 000	332, 300				
	146	301, 300	332, 700				
	147	301, 600	333, 100				
	148	302, 000	333, 500				
	149	302, 200	333, 800				
	150	302, 400	334, 200				
	151	302, 700	334, 600				
	152	303, 000	335, 000				
	153	303, 400	335, 300				
	154	303, 600					
	155	303, 800					
	156	304, 100					
	157	304, 400					
	158	304, 700					
	159	305, 000					
	160	305, 300					
	161	305, 700					
	162	306, 000					
	163	306, 300					
	164	306, 600					
	165	307, 000					
	166	307, 300					
	167	307, 600					
	168	307, 900					
	169	308, 300					
再任用職員		232, 700	253, 100	260, 300	270, 500	286, 800	323, 900

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

（那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年那覇市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
（給与に関する特例） 第5条 任期付職員には、次の給料表を適用する。					（給与に関する特例） 第5条 [略]				
職務 の級	1級～2級	3級	4級	5級	職務 の級	1級～2級	3級	4級	5級
給 料 月 額 (円)	[略]	234, 700	275, 000	303, 200	給 料 月 額 (円)	[略]	232, 800	269, 600	297, 300
2～3 [略]					2～3 [略]				
備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。									

付 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中那覇市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条の改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）第19条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例第19条の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前異動者の号給の調整）

第3条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第4条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（同日において那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成18年那覇市条例第18号）付則第7項から第9項までの規定による給料の支給対象職員であった職員については、同条例付則第7項から第9項までの規定にかかわらず、その者に適用される給料表において同日にその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給に対応した給料月額）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例付則第13項の特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を給料として支

給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第5条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第11条第2項の規定の適用については、給与条例第11条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年那覇市条例第8号）付則第4条の規定による給料の額との合計額」とする。

（平成32年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

第6条 切替日から平成32年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合
第16条第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で規則で定める割合
第16条第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合
第16条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合
第16条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合
第16条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で規則で定める割合
第16条第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合
第17条	100分の16	100分の16を超えない範囲内で規則で定める割合
第19条の2第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で規則で定める割合

（規則への委任）

第7条 付則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

那覇市条例第 9 号
平成27年 3 月 24 日

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市消防手数料条例(平成12年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額 (1人当たり)
市内の事業所に勤務する者で 市内に住所を有するもの又は 市外の事業所に勤務する者で 市内に住所を有するもの	[略]	
	自衛消防業務新規講習	15,000円
	自衛消防業務再講習	13,000円
市内の事業所に勤務する者で 市外に住所を有するもの	[略]	
	自衛消防業務新規講習	17,000円
	自衛消防業務再講習	15,000円
講習修了証の再交付又は書換えの申請		[略]

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額 (1人当たり)
市内の事業所に勤務する者で 市内に住所を有するもの又は 市外の事業所に勤務する者で 市内に住所を有するもの	[略]	
	[略]	1万5,000円
	[略]	1万3,000円
市内の事業所に勤務する者で 市外に住所を有するもの	[略]	
	[略]	1万7,000円
	[略]	1万5,000円
市外の事業所に勤務する者で	自衛消防業務新規講習	2万2,000円
市外に住所を有するもの	自衛消防業務再講習	1万9,000円
講習修了証の再交付又は書換えの申請		[略]

第2条 那覇市消防手数料条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、<u>消防法(昭和23年法律第186号)及び那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)に定める危険物の貯蔵及び取扱いに関する手数料並びに消防法施行令(昭和36年政令第37号)及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)に定める消防局長が開催する防火管理等の講習に関する手数料について必要な事項を定めるものとする。</u> (手数料) 第4条 <u>危険物の貯蔵及び取扱いに関する手数料</u>を納付すべき者、区分及び手数料の額は、別表第1のとおりとする。 2 <u>防火管理等の講習に関する手数料</u>を納付すべき者、区分及び手数料の額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。 別表第2 [略]	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、<u>次に掲げる手数料</u>について必要な事項を定めるものとする。 (1) <u>消防法(昭和23年法律第186号)及び那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)に定める危険物の貯蔵及び取扱いに関する手数料</u> (2) <u>消防用設備等の送水試験に関する手数料</u> (3) <u>消防法施行令(昭和36年政令第37号)及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)に定める消防局長が開催する防火管理等の講習に関する手数料</u> (手数料) 第4条 <u>第1条第1号に掲げる手数料</u>を納付すべき者、区分及び手数料の額は、別表第1のとおりとする。 2 <u>第1条第2号に掲げる手数料</u>を納付すべき者、区分及び手数料の額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。 3 <u>第1条第3号に掲げる手数料</u>を納付すべき者、区分及び手数料の額は、<u>別表第3</u>のとおりとする。 [別表第2 別記] 別表第3 [略]
備考 1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額 (1棟当たり)
送水試験を受けようとする者	連結散水設備	4万4,000円
	連結送水管	4万4,000円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中、第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の別表第2の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

那覇市条例第10号

平成27年 3 月 24 日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～2 [略]

3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第17条第1項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定申請に併せて法第17条第4項の規定に基づく申出がある場合における特定建築物の建築等の計画に係る建築基準関係規定(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。)の適合性に関する審査	特定建築物計画認定申請手数料	1件につき、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額)

4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(法第6条第1項各号に掲げる基	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げ

	準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査		る額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額） ア～イ 〔略〕
(2)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額（申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額） ア～イ 〔略〕
(3)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額（申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額） ア～イ 〔略〕
(4)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅	登録住宅性能評価機関によ	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額（申請に併せて法第8条第2項に

宅建築等計画の変更（変更部分について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	る審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額） ア [略] イ 共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に対応する(2)の項手数料の額の欄イ（ア）から（ク）までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
(5)～(6) [略]		

5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査((2)の号に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額）を加算した額) ア～ウ [略]

(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関(住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下「評価機関等」という。))による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額)を加算した額) ア～ウ [略]
(3)	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査((4)の号に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額)を加算した額)
(4)	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(変更部分について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	(2)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額)を加算した額)

6 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～2 [略]

3 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		1件につき、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)別表第1に掲げる額

備考 申請に係る建築物に構造計算適合性判定(建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)を要する部分が含まれる場合にあっては、当該建築物の次の各号に掲げる構造計算適合性判定に係る床面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(1つの建築物であっても構造上別棟となる場合にあっては、構造上別棟となる部分ごとの床面積の合計により算定した額の和)に100分の108を乗じて得た額を加算するものとする。

- (1) 200平方メートル以下のもの 130,000円(法第68条の26第1項の規定により認定されたプログラム(以下「認定プログラム」という。)により構造計算が行われた場合は、99,000円)
- (2) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 167,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、117,000円)
- (3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 204,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、135,000円)
- (4) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 278,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、172,000円)
- (5) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 319,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、191,000円)
- (6) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 429,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、246,000円)
- (7) 50,000平方メートルを超えるもの 800,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、430,000円)

4 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数が

			あるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア～イ [略]
(2)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(あらかじめ登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けたものに限る。ただし、法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 10,000円 イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 33,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 53,000円 (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 98,000円 (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 167,000円 (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 257,000円 (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 467,000円 (キ) 20,000平方メートルを超え

			<u>30,000平方メートル以下の建築物 636,000円</u> <u>(ク) 30,000平方メートルを超える建築物 769,000円</u>
(3)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	[略]	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、 <u>前項の表備考の規定により算定した額を加えた額</u>)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア～イ [略]
(4)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査	[略]	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、 <u>前項の表備考の規定により算定した額を加えた額</u>)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア～イ [略]
(5)	<u>法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分についてあらかじめ登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けたものに限る。ただし、変更部分につ</u>	<u>登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</u>	<u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加</u>

	いて法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査		えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ 共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(2)の項手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
(6)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	[略]	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア [略] イ 共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(3)の項手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に

			係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
(7)～(8) 〔略〕			

5 〔略〕

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	〔略〕		申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、 <u>第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額</u>)を加算した額) ア～ウ 〔略〕
(2)	〔略〕		申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、 <u>第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額</u>)を加算した額) ア～ウ 〔略〕
(3)	〔略〕		(1)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、 <u>第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額</u>)を加算した額)
(4)	〔略〕		(2)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、 <u>第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額</u>)を加算した額)

6 〔略〕

第2条 那覇市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第4(第2条関係) 建設に関するもの 1～2 〔略〕 3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。)に基づく事務 〔表 略〕 備考 申請に係る建築物に構造計算適合性判定(建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)を要する部分が含まれる場合にあつては、当該建築物の次の各号に掲げる構造計算適合性判定に係る床面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(1つの建築物であっても構造上別棟となる場合にあつては、構造上別棟となる部分ごとの床面積の合計により算定した額)に100分の108を乗じて得た額を加算するものとする。 (1) 200平方メートル以下のもの 130,000円(法第68条の26第1項の規定により認定されたプログラム(以下「認定プログラム」という。)により構造計算が行われた場合は、99,000円) (2)～(7) 〔略〕 4～6 〔略〕	別表第4(第2条関係) 建設に関するもの 1～2 〔略〕 3 〔略〕 〔表 略〕 備考 申請に係る建築物に構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)を要する部分が含まれる場合(同条第7項の適合判定通知書又はその写しを提出する場合を除く。)にあつては、当該建築物の次の各号に掲げる構造計算適合性判定に係る床面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(1つの建築物であっても構造上別棟となる場合にあつては、構造上別棟となる部分ごとの床面積の合計により算定した額)に100分の108を乗じて得た額を加算するものとする。 (1) 200平方メートル以下のもの 130,000円(法第68条の25第1項の規定により認定されたプログラム(以下「認定プログラム」という。)により構造計算が行われた場合は、99,000円) (2)～(7) 〔略〕 4～6 〔略〕
備考 1 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例中、第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は平成27年6月1日から施行する。

那覇市条例第11号
平成27年 3 月 24 日

那覇市職員厚生会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員厚生会条例の一部を改正する条例

那覇市職員厚生会条例(1965年那覇市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(負担金) 第3条 厚生会が行う福祉事業のため、本市は職員の給料総月額<u>の1,000分の4</u>、職員は給料月額<u>の1,000分の6</u>を毎月それぞれ負担するものとする。	(負担金) 第3条 厚生会が行う福祉事業のため、本市は職員の給料総月額<u>の1,000分の3に相当する額</u>、職員は給料月額<u>の1,000分の5に相当する額</u>を毎月それぞれ負担するものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第12号
平成27年 3 月 24 日

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 [略] 2 企画財務部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) 市税(国民健康保険税を除く。)に関すること。 3～10 [略]	第2条 [略] 2 [略] (1)～(6) [略] (7) 市税(国民健康保険税にあっては、<u>規則で定めるものに限る。</u>)に関すること。 3～10 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第13号
平成27年 3 月 24 日

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(名称及び位置) 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>天久学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		天久学校給食センター	[略]	(名称及び位置) 第2条 [略] <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>天久学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>大名学校給食センター</td><td>那覇市首里大名町1丁目49番地</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		天久学校給食センター	[略]	大名学校給食センター	那覇市首里大名町1丁目49番地
名称	位置														
[略]															
天久学校給食センター	[略]														
名称	位置														
[略]															
天久学校給食センター	[略]														
大名学校給食センター	那覇市首里大名町1丁目49番地														
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。															

付 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

那覇市条例第14号

平成27年 3 月 24 日

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の調整額) 第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項の基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。 (1) 第1号区分 <u>5万円</u> (2) 第2号区分 <u>4万5,850円</u> (3) 第3号区分 <u>4万1,700円</u> (4) 第4号区分 <u>3万3,350円</u> (5) 第5号区分 <u>2万5,000円</u> (6) 第6号区分 <u>2万850円</u> (7) 第7号区分 <u>1万6,700円</u> (8) [略] 2～3 [略] 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。	(退職手当の調整額) 第9条の4 [略] (1) 第1号区分 <u>6万5,000円</u> (2) 第2号区分 <u>5万9,550円</u> (3) 第3号区分 <u>5万4,150円</u> (4) 第4号区分 <u>4万3,350円</u> (5) 第5号区分 <u>3万2,500円</u> (6) 第6号区分 <u>2万7,100円</u> (7) 第7号区分 <u>2万1,700円</u> (8) [略] 2～3 [略] 4 [略]

(1) <u>退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上25年未満のもの 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0円として、同項の規定を適用して計算した額</u> (2) <u>退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上5年未満のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u> (3) [略] (4) <u>自己都合退職者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u> (5) [略] 5 [略]	(1) <u>退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上5年未満のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u> (2) [略] (3) <u>自己都合退職者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u> (4) [略] 5 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

那覇市条例第15号
平成27年 3 月 24 日

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業基金条例の一部を改正する条例

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業基金条例(昭和60年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 次の各号に掲げる事業の円滑な執行を図るため、当該各号に定める基金(以下「基金」という。)を設置する。 (1) <u>那覇広域都市計画事業壺川土地区画整理事業 那覇市壺川土地区画整理事業基金</u> (2) <u>那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業 那覇市小禄南土地区画整理事業基金</u> (3)～(4) [略]	(設置) 第1条 [略] (1)～(2) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第16号

平成27年 3 月 24 日

那覇市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市行政手続条例の一部を改正する条例

那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略](第1条～第3条) 第2章 [略](第4条～第10条) 第3章 [略] 第1節 [略](第11条～第13条) 第2節 [略](第14条～第25条) 第3節 [略](第26条～第28条) 第4章 [略](第29条～第33条) 第5章 [略](第34条) 第6章 [略](第35条) 付則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 <u>本市の条例及び規則(規程を含む。)</u>をいう。 (2)～(4) [略] (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次	目次 第1章 [略](第1条―第3条) 第2章 [略](第4条―第10条) 第3章 [略] 第1節 [略](第11条―第13条) 第2節 [略](第14条―第25条) 第3節 [略](第26条―第28条) 第4章 [略](第29条―第34条) 第5章 <u>処分等の求め(第35条)</u> 第6章 [略](第36条) 第7章 [略](第37条) 付則 (定義) 第2条 [略] (1) 条例等 <u>次に掲げるものをいう。</u> ア <u>本市の条例及び規則(規程を含む。)</u> イ <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により沖縄県条例で定めるところにより本市が処理することとされた事務について規定する沖縄県の条例及び規則</u> (2)～(4) [略] (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次の

のいずれかに該当するものを除く。

ア [略]

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ [略]

(6)～(8) [略]

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1)～(6) [略]

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)及び行政指導

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は本市の条例等上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9)～(10) [略]

(複数の行政庁が関与する処分)

第10条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請(法律、法律に基づく命令及び沖縄県条例に基づくものを含む。第30条第1項において同じ。)が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 [略]

いずれかに該当するものを除く。

ア [略]

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ [略]

(6)～(8) [略]

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。

(1)～(6) [略]

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)及び行政指導

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は本市の条例等上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9)～(10) [略]

(複数の行政庁が関与する処分)

第10条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 [略]

(申請に対する行政指導)

第30条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第31条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分(法律、法律に基づく命令及び沖縄県条例に基づくものを含む。)をする権限を有する本市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第32条 [略]

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

(申請に対する行政指導)

第30条 申請(法律及び法律に基づく命令に基づくものを含む。)の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第31条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分(法律及び法律に基づく命令に基づくものを含む。)をする権限を有する本市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第32条 [略]

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 [略]4 [略]

(行政指導の中止等の求め)

第34条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例(第2条第1号イの沖縄県の条例を含む。以下この条及び次条において同じ。)に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該本市の機関は、第1項の規定による申出があった場合は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第5章 処分等の求め

第35条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているも

第5章 [略] 第34条 [略] 第6章 [略] 第35条 [略]	のに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。 2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。 (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) 法令に違反する事実の内容 (3) 当該処分又は行政指導の内容 (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項 (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由 (6) その他参考となる事項 3 当該行政庁又は本市の機関は、第1項の規定による申出があつた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。 第6章 [略] 第36条 [略] 第7章 [略] 第37条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(那覇市税条例の一部改正)
- 2 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（那覇市行政手続条例の適用除外） 第4条 〔略〕 2 那覇市行政手続条例第3条及び第32条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第32条第2項及び第33条の規定は、適用しない。	（那覇市行政手続条例の適用除外） 第4条 〔略〕 2 那覇市行政手続条例第3条及び第32条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第32条第3項及び第33条の規定は、適用しない。
備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市国民健康保険税条例の一部改正）

3 那覇市国民健康保険税条例（昭和47年那覇市条例第91号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（那覇市行政手続条例の適用除外） 第25条 〔略〕 2 那覇市行政手続条例第3条及び第32条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第32条第2項及び第33条の規定は、適用しない。	（那覇市行政手続条例の適用除外） 第25条 〔略〕 2 那覇市行政手続条例第3条及び第32条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第32条第3項及び第33条の規定は、適用しない。
備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市条例第17号
平成27年 3 月 24 日

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第6条 <u>平成24年度から平成26年度までの</u>各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3</u> <u>3,876円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3</u> <u>3,876円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5</u> <u>0,820円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6</u> <u>7,764円</u> (5) 次のいずれかに該当する者 <u>78,600円</u> ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第7号イ又は第8	(保険料率) 第6条 <u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3</u> <u>6,900円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>5</u> <u>5,344円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5</u> <u>5,344円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6</u> <u>6,420円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>7</u> <u>3,800円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>85,608円</u> ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ

号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 84, 69
6円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 101, 6
40円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 118, 5
84円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

又は第10号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 92, 24
4円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 110, 7
00円

ア 合計所得金額が200万円以上290万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 118, 0
80円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 132,
840円

ア 合計所得金額が400万円以上600万

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>135,528円</u> （賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い） 第8条 〔略〕 2 〔略〕 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 〔略〕 付 則	<u>円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u> (11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>154,980円</u> （賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い） 第8条 〔略〕 2 〔略〕 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 〔略〕 付 則 <u>（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）</u> 第8条 法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び日常生活支援の体制を構築し、その円滑な実施を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。次項において「改正法」という。）附則第14条第1項の条例
--	---

	<u>で定める日を平成29年3月31日とし、平成29年4月1日から当該事業を行うものとする。</u> <u>2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、在宅医療及び在宅介護の連携に関する体制を構築し、その円滑な実施を図るため、改正法附則第14条第3項の条例で定める日を平成29年3月31日とし、平成29年4月1日から当該事業を行うものとする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

那覇市条例第18号

平成27年 3 月 24 日

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(徴収) 第2条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を納付しなければならない。 (1) [略] (2) 法第7条第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査の申請又は法第18条第14項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了の通知に対する審査を受けようとする者 完了検査手数料 (3) 法第7条の3第1項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査の申請又は法第18条第17項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する特定工程に係る工事終了の通知に対する審査を受けようとする者 中間検査手数料 2～3 [略] (確認手数料の額) 第3条 [略] 2 申請等に係る建築物の審査に法第6条第5項又は法第18条第4項に基づく構造計算適合性判定(以下「構造適合性判定」という。)が必要な場合における確認手数料の額は、前項の確認手数料のほか、別表第2に掲げるとおりとする。 (完了検査手数料の額) 第4条 完了検査手数料の額は、申請等に係る建築物等ごとにそれぞれ別表第3に掲げるとおりとする。 (中間検査手数料の額)	(徴収) 第2条 [略] (1) [略] (2) 法第7条第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査の申請又は法第18条第16項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了の通知に対する審査を受けようとする者 完了検査手数料 (3) 法第7条の3第1項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査の申請又は法第18条第19項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する特定工程に係る工事終了の通知に対する審査を受けようとする者 中間検査手数料 2～3 [略] (確認手数料の額) 第3条 [略] (完了検査手数料の額) 第4条 完了検査手数料の額は、申請等に係る建築物等ごとにそれぞれ別表第2に掲げるとおりとする。 (中間検査手数料の額)

第5条 中間検査手数料の額は、申請等に係る建築物等ごとにそれぞれ別表第4に掲げるとおりとする。 （その他の手数料） 第6条 別表第5に掲げる事務を受けようとする者は、それぞれ1件につき同表に掲げる手数料の額を納付しなければならない。 [別表第2 別記] 別表第3～別表第4 [略] [別表第5 別記]	第5条 中間検査手数料の額は、申請等に係る建築物等ごとにそれぞれ別表第3に掲げるとおりとする。 （その他の手数料） 第6条 別表第4に掲げる事務を受けようとする者は、それぞれ1件につき同表に掲げる手数料の額を納付しなければならない。 別表第2～別表第3 [略] [別表第4 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第3条関係)

区分	床面積の合計	手数料の額(1棟につき)
沖縄県知事又は指定構造計算適合性判定機関が構造適合性判定を行う場合	200㎡以内のもの	13万円(法第68条の26の規定により認定されたプログラム(以下「認定プログラム」という。)により構造計算が行われた場合は、9万9,000円)
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	16万7,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、11万7,000円)
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	20万4,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、13万5,000円)
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	27万8,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、17万2,000円)
	2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	31万9,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、19万1,000円)
	1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	42万9,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、24万6,000円)
	5万㎡を超えるもの	80万円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、43万円)

備考

- 1 指定構造計算適合性判定機関とは、法第18条の2第1項の規定により沖縄県知事が指定した者をいう。
- 2 床面積は、構造適合性判定を要する部分のものをいう。
- 3 一の建築物であっても構造上別棟となる場合の手数料の額は、構造上別棟となる部分ごとの面積の合計で算定した手数料の額の和とする。

[改正前 別記]

別表第5(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号又は法第18条第22項第1号(それぞれ法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請(建築主事に申請するものを除く。)に対する審査	[略]
2～38	[略]	

[改正後 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(それぞれ法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	[略]
2～38	[略]	

那覇市条例第19号

平成27年 3 月 24 日

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の配置の基準) 第46条 [略] 2～6 [略] 7 <u>第1項4号</u>の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。 8 <u>第1項4号</u>の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。 9～13 [略] 14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第152条第1項に規定する指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する居宅介護予防事業所(以下「居宅介護予防事業所等」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該居宅介護予防事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第152条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該居宅介護予防事業所等の職務に従事することができる。	(職員の配置の基準) 第46条 [略] 2～6 [略] 7 <u>第1項第4号</u>の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。 8 <u>第1項第4号</u>の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。 9～13 [略] 14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第152条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項の居宅介護予防事業所(以下これらを「居宅介護予防事業所等」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該居宅介護予防事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第152条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該居宅介護予防事業所等の職務に従事することができる。 15 <u>第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域</u>

	<u>密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第20号

平成27年 3 月 24 日

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(訪問介護員等の員数) 第6条 [略] 2～4 [略]	(訪問介護員等の員数) 第6条 [略] 2～4 [略] <u>5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。</u>
5 [略] (心身の状況等の把握) 第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。</u>)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	6 [略] (心身の状況等の把握) 第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第50号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。</u>)第15条第9号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
(基本方針) 第64条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅	(基本方針) 第64条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅

において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

（看護師等の員数）

第65条 [略]

2～4 [略]

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第152条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準条例第151条に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第152条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（基本方針）

第80条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

（指定訪問リハビリテーションの具体的

において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（看護師等の員数）

第65条 [略]

2～4 [略]

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第152条第10項の指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第151条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第152条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（基本方針）

第80条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

（指定訪問リハビリテーションの具体的

取扱方針) 第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) 〔略〕 (訪問リハビリテーション計画の作成) 第86条 〔略〕 2～4 〔略〕	取扱方針) 第85条 〔略〕 (1)～(4) 〔略〕 (5) <u>指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項の訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項の通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第23項の指定居宅サービス等をいう。))の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。))により構成される会議をいう。以下同じ。))の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</u> (訪問リハビリテーション計画の作成) 第86条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 <u>指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第137条第1項の指定通所リハビリテーション事業者をいう。))の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第141条第1項から第4</u>
---	--

（基本方針）

第99条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（設備及び備品等）

第102条 〔略〕

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

（1）～（2） 〔略〕

（3） 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

（4） 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（基本方針）

第99条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（設備及び備品等）

第102条 〔略〕

2 〔略〕

（1）～（2） 〔略〕

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなけれ

	<u>ばならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u> <u>4 前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)</u>には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 <u>(事故発生時の対応)</u> <u>第111条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u> <u>3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u> <u>4 指定通所介護事業者は、第102条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u> (記録の整備) 第112条 [略] 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) <u>次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (準用)
	<u>ばならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u> <u>4 前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)</u>には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 <u>(事故発生時の対応)</u> <u>第111条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u> <u>3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u> <u>4 指定通所介護事業者は、第102条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u> (記録の整備) 第112条 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第41条まで及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「29条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第115条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 [略]

（設備及び備品等）

第119条 [略]

2～3 [略]

（記録の整備）

第130条 [略]

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 次条において準用する第40条第2項

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第115条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 [略]

（設備及び備品等）

第119条 [略]

2～3 [略]

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

（記録の整備）

第130条 [略]

2 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 次条において準用する第111条の2

に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第131条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第103条（第3項第2号を除く。）、第104条及び第108条から第111条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」を「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（準用）

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第99条及び第4節（第103条第1項及び第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第131条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第39条まで、第41条、第103条（第3項第2号を除く。）、第104条及び第108条から第111条の2までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第111条の2第4項中「第102条第4項」とあるのは「第119条第4項」と読み替えるものとする。

（準用）

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条、第41条、第56条、第99条及び第4節（第103条第1項及び第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第136条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第140条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) 〔略〕

（通所リハビリテーション計画の作成）

第141条 〔略〕

2～5 〔略〕

（基本方針）

第136条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第140条 〔略〕

(1)～(3) 〔略〕

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

（通所リハビリテーション計画の作成）

第141条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画

(定員の遵守) 第165条 [略] (指定通所介護事業所等との併設) 第182条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所若しくは<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>(指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。 (準用)	を作成した場合については、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (定員の遵守) 第165条 [略] 2 <u>利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準条例第4条第1項の指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。</u> (指定通所介護事業所等との併設) 第182条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>(指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。 (準用)
---	---

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条並びに第4節（第154条第1項及び第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

（設備に関する基準）

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

（1）～（3） [略]

（4） 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとすること。

イ～ウ [略]

2～3 [略]

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条並びに第4節（第154条第1項及び第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

（設備に関する基準）

第191条 [略]

（1）～（3） [略]

（4） [略]

ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

イ～ウ [略]

2～3 [略]

(基本方針) 第217条 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第5節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。</u> (従業者の員数) 第218条 〔略〕 2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第203条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。 (1) 〔略〕 (2) 看護職員又は介護職員 ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、<u>利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。)第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3人又はその端数を増すごとに1人並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10人又はその</u>	(基本方針) 第217条 〔略〕 2 〔略〕 (従業者の員数) 第218条 〔略〕 2 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、<u>利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること。</u>
---	---

<u>端数を増すごとに1人以上であること。</u> イ～ウ [略] (3)～(4) [略] 3～8 [略] <u>(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)</u> <u>第223条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。</u> (記録の整備) 第236条 [略] 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(7) [略] <u>(8) 省令第64条第3号に規定する書類</u> (記録の整備) 第247条 [略] 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(9) [略] <u>(10) 省令第64条第3号に規定する書類</u> (準用) 第248条 第12条、第13条、第22条、第27	イ～ウ [略] (3)～(4) [略] 3～8 [略] 第223条 削除 (記録の整備) 第236条 [略] 2 [略] (1)～(7) [略] (記録の整備) 第247条 [略] 2 [略] (1)～(9) [略] (準用) 第248条 第12条、第13条、第22条、第27
---	--

条、第34条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、<u>第222条から第227条まで</u>、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。 （適切な研修の機会の確保） 第258条 〔略〕	条、第34条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、<u>第222条、第224条から第227条まで</u>、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。 （適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技術の向上等） 第258条 〔略〕 <u>2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第21号

平成27年 3 月24日

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年那覇市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第7章 〔略〕 第8章 <u>複合型サービス</u> 第1節～第4節 〔略〕 付則 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 〔略〕 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が<u>定める者をもって</u>(以下この章において「<u>看護師、介護福祉士等</u>」という。)充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定訪問介護事業所の訪問介護員であってサービス提供の責任者として専ら訪問介護の職務に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3～4 〔略〕 5 <u>事業所に</u>次の各号に掲げるいずれかの施設等が<u>併設されている場合</u>において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(7) 〔略〕 (8) <u>指定複合型サービス事業所</u>	目次 第1章～第7章 〔略〕 第8章 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u> 第1節～第4節 〔略〕 付則 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 〔略〕 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が<u>定める者(以下この章において「<u>看護師、介護福祉士等</u>」という。)をもって</u>充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定訪問介護事業所の訪問介護員であってサービス提供の責任者として専ら訪問介護の職務に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3～4 〔略〕 5 <u>事業所の同一敷地内に</u>次の各号に掲げるいずれかの施設等が<u>ある場合</u>において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(7) 〔略〕 (8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>

(9)～(11) [略] 6～8 [略] 9 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師(以下「<u>常勤看護師等</u>」という。)でなければならない。 10～11 [略] 12 事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の<u>事業が同一の事業所</u>において一体的に運営されている場合に、人員に関する基準を満たすときは、当該看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針) 第24条 [略] 2 事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、<u>定期的に外部の者による評価を受けて</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (勤務体制の確保等) 第33条 [略] 2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって<u>定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない</u>。ただし、<u>随時訪問サービスについては、他の訪問介護事業所等との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、契約に基づいて、当該他の訪問介護事業所等の訪問介護員等に行わせることができる。</u>	<u>事業所</u> (9)～(11) [略] 6～8 [略] 9 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師(<u>第26条第1項及び第27条において「常勤看護師等」という。</u>)でなければならない。 10～11 [略] 12 事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の<u>事業とが同一の事業所</u>において一体的に運営されている場合に、人員に関する基準を満たすときは、当該看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針) 第24条 [略] 2 事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (勤務体制の確保等) 第33条 [略] 2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない</u>。ただし、事業者が、<u>適切に定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)</u>との密接な連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、
---	--

3～4 〔略〕

第5節 連携型指定定期巡回・随時
対応型訪問介護看護の人員及びに
運営に関する基準の特例

第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（設備及び備品等）

第64条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 単独型・併設型事業者が単独型・併設型予防事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型通所介護の事業と単独

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、契約に基づき、当該他の訪問介護事業所等の訪問介護員等に行わせることができる。

3～4 〔略〕

第5節 連携型指定定期巡回・随時
対応型訪問介護看護の人員及び運
営に関する基準の特例

第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（設備及び備品等）

第64条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

5 単独型・併設型事業者が単独型・併設型予防事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型通所介護の事業と単独

型・併設型介護予防の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第8条から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第66条 共用型事業所の利用定員(当該共用型事業所において同時に共用型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所等の施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 [略]

型・併設型介護予防の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第8条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第66条 共用型事業所の利用定員(当該共用型事業所において同時に共用型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 [略]

(事故発生時の対応)

第79条の2 通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 通所介護事業者は、単独型・併設型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備) 第80条 [略] 2 通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) <u>次条において準用する第41条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用) 第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、<u>第41条</u>、第42条及び第54条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等) 第83条 [略] 2～5 [略] 6 <u>居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合</u>において、前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、<u>当該各号</u>に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該従業者は、当該施設等の職務に従事することができる。 (1) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> (2) <u>指定地域密着型特定施設</u> (3) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> (4) <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所</u>	<u>ない。</u> (記録の整備) 第80条 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>前条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用) 第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等) 第83条 [略] 2～5 [略] 6 <u>次の表の左欄に掲げる場合</u>において、前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、<u>同表の中欄</u>に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、<u>同表の右欄に掲げる当該従業者は、同表の中欄に掲げる当該施設等の職務に従事することができる。</u>
--	---

であるものに限る。)

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護を行う事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保険医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する居宅介護事業者又は複合型サービス事業者により設置される当該事業所以外の事業所等であって当該居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下「サテライト型居宅介護事業所」という。）の訪問サービスに当たる従業者については、本体事業所の職員により当該居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う従業者又は複合型サービス従業者（第152条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を置かないことができる。

9 [略]

10 居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に

[表 別記]

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護を行う事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該居宅介護事業所以外の居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下「サテライト型居宅介護事業所」という。）の訪問サービスに当たる従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従事者（第152条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従事者をいう。）により当該サテライト型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を置かないことができる。

9 [略]

10 居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に

支障がない場合は、当該居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11～13 〔略〕

（管理者）

第84条 居宅介護事業者は、居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。

2 〔略〕

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所指定複合型サービス事業所等（以下これらを「介護事業所等」という。）の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。）

支障がない場合は、当該居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該居宅介護事業所に、中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11～13 〔略〕

（管理者）

第84条 居宅介護事業者は、居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は併設する前条第6項の表の当該居宅介護事業所に、中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニの第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 〔略〕

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2の老人デイサービスセンターをいう。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所（以下これらを「介護事業所等」という。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所（第154条の指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介

として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（登録定員及び利用定員）

第86条 居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該居宅介護事業者が居宅介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数の合計数）の上限をいう。）を25人（サテライト型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。

2 居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（サテライト型居宅介護事業所にあつては12人）まで

(2) [略]

（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

第92条 [略]

2 居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による

護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。）として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（登録定員及び利用定員）

第86条 居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該居宅介護事業者が居宅介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数の合計数）の上限をいう。）を29人（サテライト型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。

2 [略]

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型居宅介護事業所にあつては12人）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) [略]

（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

第92条 [略]

2 居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその

評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第107条 居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第83条第6項各号に掲げる施設その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（従業者の員数）

第111条 [略]

2～3 [略]

4 グループホームに、規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす従業者を置くほか、第83条に定める小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護の従業者を置いているとき又は第152条に規定する複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービスの従業者を置いているときは、当該従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

5～6 [略]

7 第6項の計画作成担当者のうち1人以上のものは、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

改善を図らなければならない。

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第107条 居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第83条第6項の表の中欄に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（従業者の員数）

第111条 [略]

2～3 [略]

4 グループホームに、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす従業者を置くほか、第83条に定める小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護の従業者を置いているとき、又は第152条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5～6 [略]

7 第5項の計画作成担当者のうち1人以上のものは、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8～10 〔略〕

(管理者)

第112条 共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

2 〔略〕

第114条 事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。

2～7 〔略〕

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(従業者の員数)

第131条 〔略〕

2～8 〔略〕

9 特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合においては、特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、

8～10 〔略〕

(管理者)

第112条 共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 〔略〕

第114条 事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、グループホームに係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2～7 〔略〕

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(従業者の員数)

第131条 〔略〕

2～8 〔略〕

9 特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、特定施設の員数を満たす従業者

第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす指定小規模多機能型居宅介護の従業者を置いているとき又は第152条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす指定複合型サービスの従業者を置いているときは、当該特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は当該指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

- 10 特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（管理者）

第132条 特定施設事業者は、特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定施設の管理上支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第136条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム及び施行規則第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅である特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居

を置くほか、第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす指定小規模多機能型居宅介護の従業者を置いているとき、又は第152条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

- 10 特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（管理者）

第132条 特定施設事業者は、特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定施設の管理上支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第136条 削除

者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

（記録の整備）

第149条 〔略〕

2 特定施設事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(8) 〔略〕

(9) 施行規則第65条の4第4号に規定する書類

第8章 複合型サービス

（基本方針）

第151条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

（従業者の員数等）

第152条 指定複合型サービスの事業を行う者（以下「複合型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「複合型サービス事業所」という。）ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる従業者（以下この章において「複合型サービス従業者」という。）の員数は、次に掲げる複合型サービス従業者を確保するために必要な数以上とする。

(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間

（記録の整備）

第149条 〔略〕

2 〔略〕

(1)～(8) 〔略〕

第8章 看護小規模多機能型居宅介護

（基本方針）

第151条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

（従業者の員数等）

第152条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数以上とする。

(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間

帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者 通いサービス（登録者（指定複合型サービスを利用するために複合型サービス事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を複合型サービス事業所に通わせて行う指定複合型サービス事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者を常勤換算方法で、その利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上

(2) 訪問サービス（複合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス（本体事業所である複合型サービス事業所又はサテライト型居宅介護事業所の居宅において行う指定複合型サービスを含む。）をいう。以下同じ。）の提供に当たる複合型サービス従業者 常勤換算方法で2人以上

(3) 宿直勤務を除く夜間及び深夜の時間帯を通じて指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者 1人以上

(4) 宿直勤務を行う複合型サービス従業者 当該宿直勤務に必要な数以上

2 [略]

3 第1項の複合型サービス従業者のうち1人以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4 第1項の複合型サービス従業者のうち、常勤換算方法で2.5人以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）でなければならない。

帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従事者 通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型介護事業所に登録を受けたものをいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者を常勤換算方法で、その利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上

(2) 訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者 常勤換算方法で2人以上

(3) 宿直勤務を除く夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者 1人以上

(4) 宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者 当該宿直勤務に必要な数以上

2 [略]

3 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5人以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）でなければならない。

5 [略]

6 宿泊サービス(登録者を複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス(本体事業所である複合型サービス事業所)にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定複合型サービスを含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる複合型サービス従業者を置かないことができる。

7 複合型サービス事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) [略]

8 複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該複合型

い。

5 [略]

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所)にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) [略]

8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居

サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 [略]

- 10 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第7条12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第153条 複合型サービス事業者は、複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該複合型サービス事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

（指定複合型サービス事業者の代表者）

宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 [略]

- 10 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第7条12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第153条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

（指定看護小規模多機能型居宅介護事業

第154条 複合型サービス事業者の代表者は、複合型サービス事業所又は介護事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（登録定員及び利用定員）

第155条 複合型サービス事業所は、その登録定員を25人以下とする。

2 複合型サービス事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで

(2) [略]

（設備及び備品等）

第156条 複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、地域交流室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければ

者の代表者)

第154条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、介護事業所等、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（登録定員及び利用定員）

第155条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を29人以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) [略]

（設備及び備品等）

第156条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備

ならない。 2 前項に掲げるもののうち、居間、食堂及び宿泊室の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 宿泊室 ア [略] イ 1室の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定複合型サービス事業所</u>が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。 ウ～エ [略] 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<u>指定複合型サービス</u>の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<u>指定複合型サービス</u>の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 <u>複合型サービス事業所</u>は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に設置しなければならない。 (<u>指定複合型サービス</u>の基本取扱方針) 第157条 <u>指定複合型サービス</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 <u>複合型サービス事業者</u>は、自らその提供する<u>指定複合型サービス</u>の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	品等を備えなければならない。 2 [略] (1) [略] (2) [略] ア [略] イ 1室の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。 ウ～エ [略] 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に設置しなければならない。 (<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の基本取扱方針) 第157条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 <u>指定看護小規模多機能型介護事業者</u>は、自らその提供する<u>指定看護小規模多機能型介護</u>の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
---	--

（指定複合型サービスの具体的取扱方針）

第158条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で適切に行うものとする。
- (2) 指定複合型サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定複合型サービスの提供に当たっては、複合型サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- (5) 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第158条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で適切に行うものとする。
- (2) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、第160条第1項の看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- (5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (7) <u>指定複合型サービス</u>は、<u>通いサービス</u>の利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。 (8) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、登録者が<u>通いサービス</u>を利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 (9) <u>看護サービス</u>（<u>指定複合型サービス</u>のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び<u>第160条第1項</u>に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう適切に行わなければならない。 (10)～(11) 〔略〕 （主治の医師との関係） 第159条 <u>複合型サービス事業所の常勤の保健師又は看護師</u>は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。 2 <u>複合型サービス事業者</u>は、<u>看護サービス</u>の提供の開始に際し、主治の医師による	い。 (6) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、<u>通いサービス</u>の利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。 (8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、登録者が<u>通いサービス</u>を利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 (9) <u>看護サービス</u>（<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び<u>第160条第1項</u>の<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう適切に行わなければならない。 (10)～(11) 〔略〕 （主治の医師との関係） 第159条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師</u>は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。 2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>看護サービス</u>の提供の開始に際し、
--	---

指示を文書で受けなければならない。 3 <u>複合型サービス事業者は、主治の医師に複合型サービス計画及び複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</u> 4 当該複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の<u>複合型サービス報告書</u>の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。 (<u>複合型サービス計画及び複合型サービス報告書</u>の作成)	主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</u> 4 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。 (<u>看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の作成)
第160条 <u>複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</u> 2 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。 3 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の<u>複合型サービス従業者</u>と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記	第160条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</u> 2 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。 3 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス

載した複合型サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。

5 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

6 介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成した際には、当該複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。

7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行う。

8 第2項から第7項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。

9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成しなければならない。

10 前条第4項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。

（緊急時等の対応）

第161条 複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の複合型サービス従業者が看護職

の内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。

5 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

6 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

7 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

8 第2項から第7項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しなければならない。

10 前条第4項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。

（緊急時等の対応）

第161条 看護小規模多機能型居宅介護従事者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の看護小規模多機能型居宅介護従

員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。 （記録の整備） 第162条 <u>複合型サービス事業者</u>は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 <u>複合型サービス事業者</u>は、利用者に対する<u>指定複合型サービス</u>の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) [略] (2) <u>複合型サービス計画</u> (3)～(4) [略] (5) 第160条第10項に規定する<u>複合型サービス報告書</u> (6)～(10) [略] （準用） 第163条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条までの規定は、<u>指定複合型サービス</u>の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第163条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、第107条中「<u>第83条第6項各号</u>」とあるのは「第152条第7項各号」と読み替えるものとする。	<u>業者</u>が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。 （記録の整備） 第162条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、利用者に対する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) [略] (2) <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> (3)～(4) [略] (5) 第160条第10項の<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u> (6)～(10) [略] （準用） 第163条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条までの規定は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第163条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、第107条中「<u>第83条第6項の表の中欄</u>」とあるのは「第152条第7項各号」と読み替えるものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の	

欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

[第83条の表]

当該居宅介護事業所に、中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員
当該居宅介護事業所の同一敷地内に、中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

那覇市条例第22号

平成27年 3 月 24 日

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第3章 [略] 第4章 [略] 第1節～第3節 [略] 第4節 [略](第68条—<u>第77条</u>) 第5節 [略] 第5章～第13章 [略] 付則 (訪問介護員等の員数) 第6条 [略] 2～4 [略]	目次 第1章～第3章 [略] 第4章 [略] 第1節～第3節 [略] 第4節 [略](第68条—<u>第75条</u>) 第5節 [略] 第5章～第13章 [略] 付則 (訪問介護員等の員数) 第6条 [略] 2～4 [略] <u>5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。</u>
<u>5 [略]</u> (心身の状況等の把握) 第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予</u>	<u>6 [略]</u> (心身の状況等の把握) 第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予</u>

めの効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（1） 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

（2）～（5） 〔略〕

防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年那覇市条例第49号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第87条 〔略〕

（1） 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第4条の担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項の指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

（2）～（5） 〔略〕

（6） 指定介護予防訪問リハビリテーシ

(6)～(12) [略] (13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。 第100条 [略] 2～3 [略] 4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する設備に関す	<u>ヨン事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第118条第1項の指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第126条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u> (7)～(13) [略] (14) 第1号から第12号までの規定は、前号の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。 第100条 [略] 2～3 [略] 4 前項ただし書の場合(指定介護予防通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する設備に関す
--	--

る基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第108条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第38条まで及び第54条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（準用）

第116条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで及び第54条並びに第1節、第4節（第

る基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（事故発生時の対応）

第106条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第100条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第108条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第36条まで、第38条及び第54条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（準用）

第116条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条、第38条及び第54条並びに第1節、第4節（第101条

101条第1項及び第108条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第116条において準用する第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第20条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第126条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2)～(5) [略]

第1項及び第108条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第116条において準用する第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第20条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第126条 [略]

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2)～(5) [略]

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医

(6)～(11) 〔略〕

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(定員の遵守)

第140条 〔略〕

師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第87条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7)～(12) 〔略〕

(13) 第1号から第11号までの規定は、前号の介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(定員の遵守)

第140条 〔略〕

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第4条の担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときにあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(衛生管理等)

第140条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上

	<u>必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>
(準用)	(準用)
第143条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第54条、第103条、第105条及び<u>第106条</u>の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第139条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項及び第105条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	第143条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第54条、第103条、第105条及び<u>第140条の2</u>の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第139条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項及び第105条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。
(準用)	(準用)
第160条 第134条、第135条、第137条、第138条、<u>第141条</u>から第143条(第103条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第157条」と、第142条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第160条において準用する次条」と読み替えるものとする。	第160条 第134条、第135条、第137条、第138条、<u>第140条の2</u>から第143条(第103条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第157条」と、第142条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第160条において準用する次条」と読み替えるものとする。
(指定介護予防通所介護事業所等との併設)	(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)
第166条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、	第166条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、

指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第53号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第14条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第167条 〔略〕

2～3 〔略〕

- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第182条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第183条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設け

指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第53号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第14条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第167条 〔略〕

2～3 〔略〕

- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第183条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設け

るとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

(1)～(9) [略]

2～4 [略]

(指定介護予防通所介護事業所等との連携)

第171条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第172条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)、第36条から第38条まで、第54条、第103条、第105条、第106条、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基

るとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

(1)～(9) [略]

2～4 [略]

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)

第171条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第172条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)、第36条から第38条まで、第54条、第103条、第105条、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護

準該当介護予防短期入所生活介護」と、第31条中「第27条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第142条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは、「第172条」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとすること。

イ～ウ 〔略〕

2～3 〔略〕

第192条 〔略〕

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット

予防短期入所生活介護」と、第31条中「第27条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養中」とあるのは「静養室等」と、第142条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは、「第172条」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第175条 〔略〕

(1)～(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

イ～ウ 〔略〕

2～3 〔略〕

第192条 〔略〕

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット

型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第205条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第203条 〔略〕

2 〔略〕

3 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第6節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

(従業者の員数)

第204条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 〔略〕

(2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。)第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3人又はその端数を増すごとに1人及び利用者のう

型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第203条 〔略〕

2 〔略〕

(従業者の員数)

第204条 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 〔略〕

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上であること。

<u>ち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上であること。</u> イ～ウ 〔略〕 (3)～(4) 〔略〕 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第217条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。 (1) 〔略〕 (2) 看護職員又は介護職員 ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、<u>利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上であること。</u> イ～ウ 〔略〕 (3)～(4) 〔略〕 3～8 〔略〕 <u>(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)</u> <u>第209条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特</u>	イ～ウ 〔略〕 (3)～(4) 〔略〕 2 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、<u>居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること。</u> イ～ウ 〔略〕 (3)～(4) 〔略〕 3～8 〔略〕 <u>第209条 削除</u>
---	--

定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村（法第41条第10項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。）に提出しなければならない。

（準用）

第218条 第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条及び第106条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第213条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

（趣旨）

第226条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サ

（準用）

第218条 第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第213条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

（趣旨）

第226条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サ

ービス」という。)及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者(以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。)により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託介護予防サービス」という。)をいう。)の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(準用)

第235条 第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条、第106条、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第232条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第33条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

ービス」という。)及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者(以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。)により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託介護予防サービス」という。)をいう。)の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(準用)

第235条 第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条、第140条の2、第208条、第210条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第232条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第33条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(適切な研修の機会の確保) 第244条 [略]	(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等) 第244条 [略]
(介護予防福祉用具計画の作成) 第252条 [略] 2～8 [略]	2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 (介護予防福祉用具貸与計画の作成) 第252条 [略] 2～8 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那霸市条例第23号

平成27年 3 月24日

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設備及び備品等) 第8条 [略] 2～3 [略] 4 単独型・併設型予防事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準条例第64条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u> (利用定員等) 第10条 共用型予防事業所の利用定員(当該事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、<u>共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所等の施設ごとに1日当た</u>	(設備及び備品等) 第8条 [略] 2～3 [略] 4 <u>前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)</u>には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。 5 単独型・併設型予防事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準条例第64条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u> (利用定員等) 第10条 共用型予防事業所の利用定員(当該共用型予防事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症</u>

り3人以下とする。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護は、法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは介護療養型医療施設の運営（以下「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有するものでなければならない。

（事故発生時の対応）

第38条 〔略〕

2～3 〔略〕

（従業者の員数等）

第45条 〔略〕

2～5 〔略〕

- 6 居宅介護予防事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 指定地域密着型特定施設

対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定密着型特定施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（以下「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（事故発生時の対応）

第38条 〔略〕

2～3 〔略〕

- 4 通所介護予防事業者は、第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（従業者の員数等）

第45条 〔略〕

2～5 〔略〕

- 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 (4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護予防事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保険医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する居宅介護事業者等により当該居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下「サテライト型居宅介護予防事業所」という。))の訪問サービスにあたる従業者については、本体事業所の職員により当該居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居宅介護予防事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う従業者又は複合型サービス従業者(基準条例第152条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。))により当該サテライト型居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を

[表 別記]

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅事業所(居宅介護予防事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する居宅介護予防事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(基準条例第152条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該居宅介護予防事業所以外の居宅介護予防事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))であって当該居宅介護予防事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下「サテライト型居宅介護予防事業所」という。))の訪問サービスにあたる従業者については、本体事業所の職員により当該居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居宅介護予防事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者(基準条例第152条第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。))により当該サテライト型居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務

置かないことができる。

9 [略]

10 居宅介護予防事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該居宅介護予防事業所の他の職務に従事し、又は当該居宅介護予防事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11～13 [略]

(管理者)

第46条 居宅介護予防事業者は、居宅介護予防事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、居宅介護予防事業所の管理上支障がない場合は、当該居宅介護予防事業所の他の職務に従事し、又は併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)に従事することができるものとする。居宅介護予防事業者は、居宅介護予防事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、居宅介護予防事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

を行う従業者を置かないことができる。

9 [略]

10 居宅介護予防事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該居宅介護予防事業所の他の職務に従事し、又は当該居宅介護予防事業所に併設する第6項の表の当該居宅介護予防事業所に、中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11～13 [略]

(管理者)

第46条 居宅介護予防事業者は、居宅介護予防事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、居宅介護予防事業所の管理上支障がない場合は、当該居宅介護予防事業所の他の職務に従事し、又は当該居宅介護予防事業所に併設する前条第6項の表の当該居宅介護予防事業所に、中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(基準条例第7条第1項の事業所をいう。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニの第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

所(基準条例第7条に規定する事業所をいう。)の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等(以下これらを「介護事業所等」という。)の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。)として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第48条 居宅介護予防事業所は、その登録定員(登録者の数(当該事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び基準条例第86条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下同じ。)を25人(サテライト型居宅介護予防事業所にあつては、18人)以下とする。

2 居宅介護予防事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。)を定めるものとする。

2 [略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2の老人デイサービスセンターをいう。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(基準条例第154条の指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、居宅介護予防事業所等(以下これらを「介護事業所等」という。)の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。)として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第48条 居宅介護予防事業所は、その登録定員(登録者の数(当該事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び基準条例第86条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下同じ。)を29人(サテライト型居宅介護予防事業所にあつては、18人)以下とする。

2 [略]

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(サテライト型居宅介護予防事業所にあつては、12人)まで

(2) [略]

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第64条 居宅介護予防事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第45条第6項各号に掲げる施設その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条及び第32条から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第67条 [略]

2 居宅介護予防事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければ

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える居宅介護予防事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型居宅介護予防事業所にあつては12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) [略]

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第64条 居宅介護予防事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第45条第6項の表の中欄に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)及び第39条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第67条 [略]

2 居宅介護予防事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

ばならない。

3～5 〔略〕

第71条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第75条 グループホームは、共同生活住居を有するものとし、その数は、1又は2とする。

2～7 〔略〕

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第39条まで、第57条、第60条、第62条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第60条中「居宅介護予防事業者」とあるのは「共同生活介護予防事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあ

3～5 〔略〕

第71条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第75条 グループホームは、共同生活住居を有するものとし、その数は、1又は2とする。ただし、グループホームに係る用地の確保が困難であることその他地域の実情によりグループホームの効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2～7 〔略〕

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第57条、第60条、第62条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第60条中「居宅介護予防事業者」とあるのは「共同生活介護予防事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護

るのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。	について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

[第45条の表]

当該居宅介護予防事業所に、中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員
当該居宅介護予防事業所の同一敷地内に、中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

那覇市条例第24号

平成27年 3 月 24 日

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(従業者の員数等) 第4条 [略] 2～5 [略] 6 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員 (2)～(3) [略] 7 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテラ	(従業者の員数等) 第4条 [略] 2～5 [略] 6 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>、栄養士又は介護支援専門員 (2)～(3) [略] 7 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテラ

イト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 医師、理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は診療所の医師、理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) [略]

(管理者による管理)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号。))第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

(厚生労働省令で定める施設)

第45条 [略]

2 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) [略]

イト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される病院又は診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) [略]

(管理者による管理)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)第131条第4項のサテライト型特定施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

(厚生労働省令で定める施設)

第45条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 機能訓練室 1平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。 (3) [略] 3 [略] 4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。 (1) [略] (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ<u>1以上</u>設けること。<u>ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。</u> (3)～(7) [略] 5 [略] (準用) 第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用す	(2) 機能訓練室 1平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。<u>ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。</u> (3) [略] 3 [略] 4 [略] (1) [略] (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ<u>1以上</u>設けること。 (3)～(7) [略] 5 [略] (準用) 第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用す
--	---

る第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

付 則

- 3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室については、第5条第2項第1号イの規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 平成18年7月1日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着手された転

る第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

付 則

- 3 [略]

- (1) 平成18年7月1日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着手された転

換に係る療養室 <u>平成30年3月31</u> までの間、入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上であること。 (2) [略]	換に係る療養室 <u>平成30年3月31日</u> までの間、入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上であること。 (2) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第25号
平成27年 3 月 24 日

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(計画担当介護支援専門員の責務) 第27条 計画担当介護支援専門員は、第18条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>第39条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 (準用) 第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第24条から第27条まで及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第41条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第41条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と、第27条第3号及び第41条第2項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第37条第2項」と、第27条第4号及び第41条第2項第6号中「<u>第39条第2項</u>」とあるのは「第55条において準用する<u>第39条第2項</u>」と、第41条第2項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。	(計画担当介護支援専門員の責務) 第27条 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>第39条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 (準用) 第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第24条から第27条まで及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第41条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第41条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と、第27条第3号及び第41条第2項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第37条第2項」と、第27条第4号及び第41条第2項第6号中「<u>第39条第3項</u>」とあるのは「第55条において準用する<u>第39条第3項</u>」と、第41条第2項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後	

の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第26号

平成27年 3 月 24 日

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(記録の整備) 第30条 [略] 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) <u>第32条第13号</u>の指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ [略] エ <u>第32条第14号</u>の規定による評価の結果の記録 オ <u>第32条第15号</u>のモニタリングの結果の記録 (3)～(5) [略] (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条第1項から第4項までに規定する基本方針及び前条各項に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(11) [略]	(記録の整備) 第30条 [略] 2 [略] (1) <u>第32条第14号</u>の指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) [略] ア～ウ [略] エ <u>第32条第15号</u>の規定による評価の結果の記録 オ <u>第32条第16号</u>のモニタリングの結果の記録 (3)～(5) [略] (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 [略] (1)～(11) [略] (12) <u>担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する</u>

(12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画により、<u>介護予防訪問介護計画（那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号の介護予防訪問介護計画をいう。）等、指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</u> (13)～(16) [略] (17) 第3号から第12号までの規定は、<u>第13号の介護予防サービス計画の変更について準用する。</u> (18)～(26) [略]	<u>る基準を定める条例（平成24年那覇市条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第74条第2項第2号の介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等、指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</u> (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画により、<u>介護予防訪問看護計画書等、指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</u> (14)～(17) [略] (18) 第3号から第13号までの規定は、<u>第14号の介護予防サービス計画の変更について準用する。</u> (19)～(27) [略] (28) <u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、同条第1項の会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

- | |
|---|
| 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ
る全ての条名等を順次示したものとする。 |
|---|

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第27号

平成27年 3 月 24 日

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条第1項から第4項までに規定する基本方針及び前条各項に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(11) [略] (12)～(14) [略] (15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。 (16)～(18) [略] (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があるときに限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、その留意点を尊重してこれを行うものとする。	(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 [略] (1)～(11) [略] (12) <u>介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)第25条第1項の訪問介護計画をいう。)等、同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</u> (13)～(15) [略] (16) 第3号から第12号までの規定は、第13号の居宅サービス計画の変更について準用する。 (17)～(19) [略] (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があるときに限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、その留意点を尊重してこれを行うものとする。

(20)～(25) [略] (記録の整備) 第31条 [略] 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第15条第12号の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2)～(5) [略]	(21)～(26) [略] (27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、同条第1項の会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。 (記録の整備) 第31条 [略] 2 [略] (1) 第15条第13号の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2)～(5) [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第28号

平成27年 3 月 24 日

那覇市新庁舎建設基金条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市新庁舎建設基金条例を廃止する条例

那覇市新庁舎建設基金条例(昭和63年那覇市条例第6号)は、廃止する。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

